

豊岡市公共施設等総合管理計画

平成28年11月
(平成30年12月改定)

豊 岡 市

目 次

1. 基本的事項	1
(1) 背景と目的	
(2) 計画の対象範囲	
(3) 計画の位置付け	
(4) 計画の期間	
2. 公共施設等の保有状況	3
(1) 公共施設	
(2) インフラ施設	
(3) 公営企業施設	
3. 公共施設等を取り巻く現状と課題	9
(1) 老朽化の進行	
(2) 耐震化の状況	
(3) 市民ニーズ等の変化	
(4) 厳しい財政状況	
(5) 平成 27 年度 公共施設に関する市民アンケート結果	
4. 公共施設マネジメントの基本的な考え方と原則	27
(1) 公共施設マネジメントの基本的な考え方	
(2) 公共施設マネジメント 3 原則	
(3) 施設保有量の最適化に向けた数値目標	
5. 公共施設の管理に関する方針	32
(1) 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化	
(2) 計画的な保全による長寿命化	
(3) 効率的・効果的な維持管理・運営	
6. インフラ施設の管理に関する方針	40
(1) 道路施設	
(2) 公園施設	
(3) 漁港施設	
7. 公営企業施設の管理に関する方針	44
(1) 水道施設	
(2) 下水道施設	
8. 推進体制等	46
(1) 推進体制	
(2) 情報の一元管理・共有化	
(3) 市民との情報共有	
9. 用語の説明	47

1. 基本的事項

(1) 背景と目的

本市では、高度経済成長期以降の行政需要の増大に伴い、多くの公共施設等を整備してきました。近年、公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっていますが、本市においても、既に老朽化が進行している施設があり、さらに将来的には多くの公共施設等が改修や更新の時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予測されます。

他方、人口減少・超高齢社会の到来など社会状況の変化に伴い、既存の公共施設等の利用需要や公共施設等が担うべき役割・機能が変化しています。また、少子高齢化等に伴う扶助費等経費の増大が確実視されている中で、近年の財政状況を踏まえると、これまでと同じ水準で公共施設等の整備への投資を継続することは困難であると考えられます。

とりわけ本市では、平成 17 年の市町合併に伴い、旧市町時代に整備された用途や目的が重複している公共施設が多く存在しています。旧市町時代には、それぞれが独立した自治体として必要な公共施設を整備してきた経緯もありますが、旧市町から引き継いだ施設の総合的な調整を含めた公共施設のあり方の見直しが必要となっています。

本計画は、このような公共施設等を取り巻く環境の変化に対応していくため、公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方や取組の方針を明らかにするものです。

■ 公共施設マネジメントとは

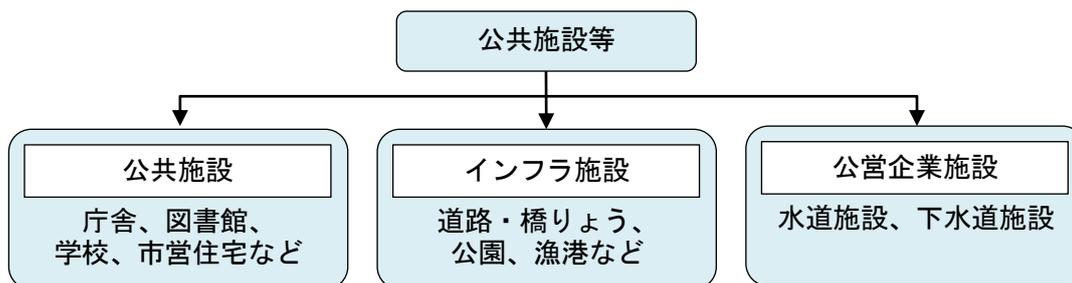
公共施設マネジメントとは、総合的かつ統括的な観点で本市が保有又は管理する公共施設等の現状と課題を分析し、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化など、保有する公共施設等を最適に維持管理し、有効活用を図るための取組をいいます。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、インフラ施設や公営企業を含めた本市が保有している公共施設等とします。

本市が保有している公共施設等は、「公共施設」(庁舎、図書館、学校、市営住宅等の公共建築物)、「インフラ施設」(道路・橋りょう、公園など)、「公営企業施設」(水道施設、下水道施設)の類型に大きく区分できます。

図表 1.1 計画の対象範囲



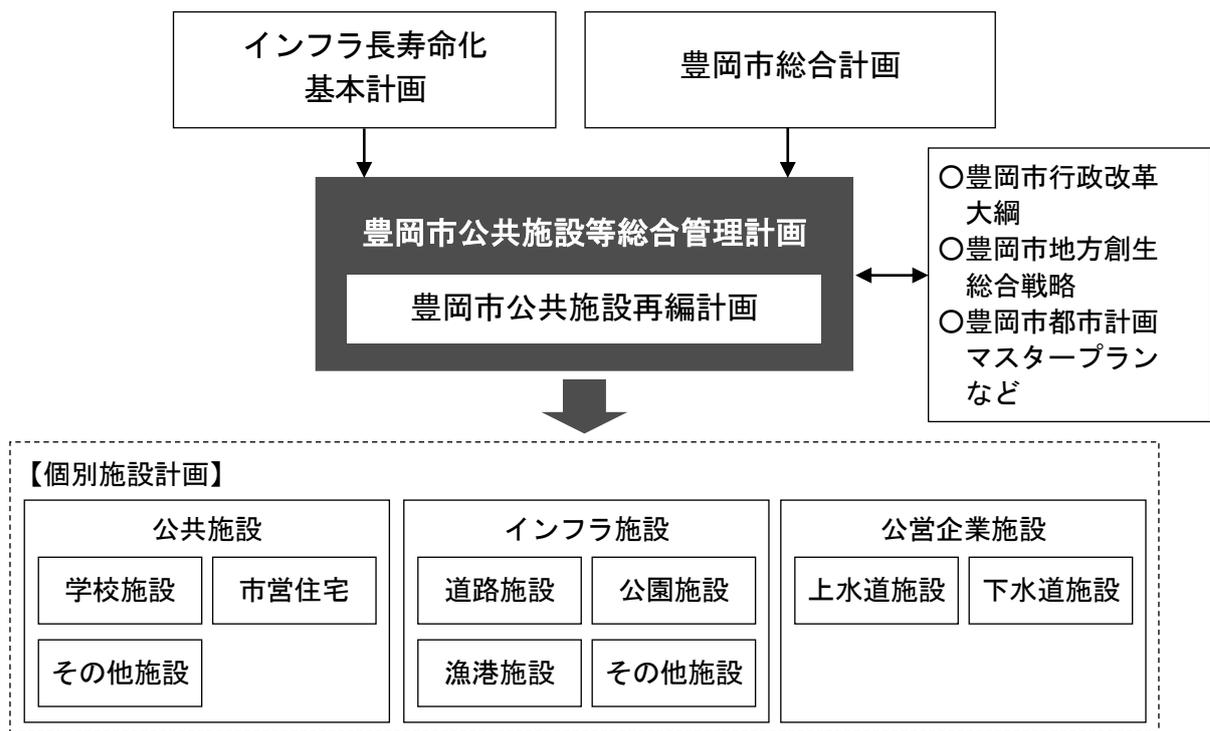
注：施設を構成する土地を含む。

(3) 計画の位置付け

本計画は、市政全分野における総合的かつ計画的な運営を図るための計画である「豊岡市総合計画」に則し、公共施設マネジメントを推進していくための基本となる計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）に基づく行動計画（インフラ長寿命化計画）として策定するものです。

既存及び今後策定する個別施設計画については、本計画及び「豊岡市公共施設再編計画」に掲げる方針を踏まえるものとします。

図表 1.2 計画の位置付け



(4) 計画の期間

公共施設マネジメントには、中長期的な視点で取り組むことが不可欠であるため、本計画の対象期間は、平成 28 年度（2016 年度）から 67 年度（2055 年度）までの 40 年間とします。

ただし、施設類型ごとの管理に関する方針については、今後 10 年程度の中短期的な取組の方針を明らかにします。

なお、財政状況等を踏まえた実効性の高い計画としていくため、総合計画の改定や取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 公共施設等の保有状況

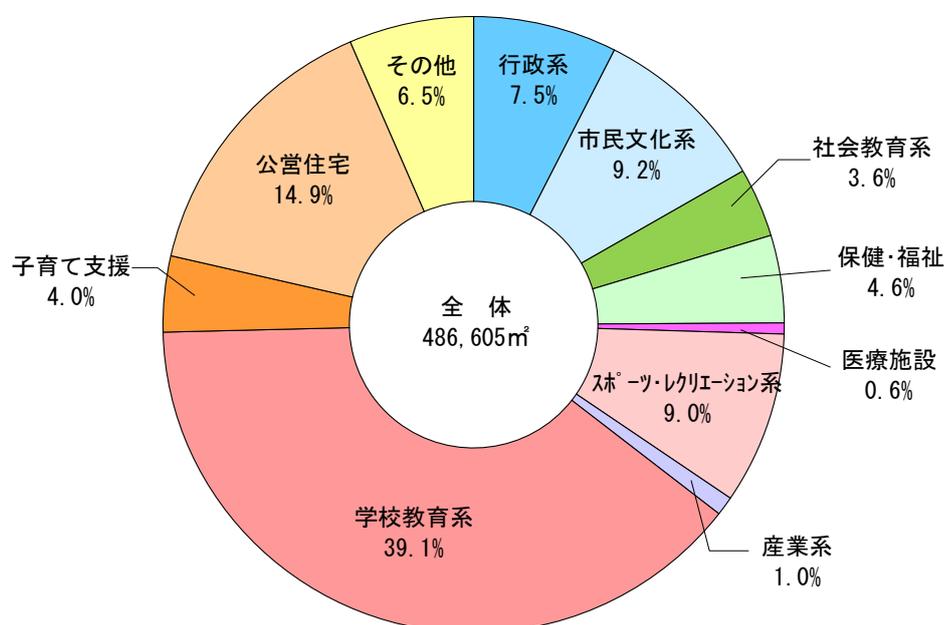
(1) 公共施設

ア 延床面積の内訳

本市では574施設、総延床面積約48.7万㎡（平成26年4月1日現在）の公共施設を保有しています。

その内訳は、学校教育系施設が39.1%（約19.0万㎡）で最も多く、次いで公営住宅が14.9%（約7.3万㎡）、市民文化系施設が9.2%（約4.5万㎡）、スポーツ・レクリエーション系施設が9.0%（約4.4万㎡）となっており、学校教育系施設と公営住宅の2つの用途で公共施設の5割以上を占めています。

図表 2.1 用途別の延床面積の割合



図表 2.2 公共施設の保有状況

大分類	中分類	主な施設	延床面積	構成比
01 行政系施設	01 庁舎	市役所、庁舎	25,885 m ²	5.32%
	02 その他行政系施設	防災センター、市議会議場、豊岡稽古堂	2,767 m ²	0.57%
	03 消防施設	消防本部、消防署、分署	4,104 m ²	0.84%
	04 消防車庫・詰所	消防団車庫・詰所	2,867 m ²	0.59%
	05 防災資機材庫	防災資機材備蓄庫、防災倉庫	471 m ²	0.10%
	06 水防倉庫	水防倉庫	339 m ²	0.07%
02 市民文化系施設	01 公民館	地区公民館	19,716 m ²	4.05%
	02 集会施設	集会所、生活支援センター	8,867 m ²	1.82%
	03 文化施設	市民プラザ、市民会館、文化会館	16,196 m ²	3.33%
03 社会教育系施設	01 図書館	図書館、図書館分室	4,467 m ²	0.92%
	02 博物館・資料館	美術館、コウノトリ文化館、歴史資料館	13,031 m ²	2.68%
	03 社会教育系施設	野鳥観察棟、出石辰鼓楼、長屋門	164 m ²	0.03%
04 保健・福祉施設	01 健康福祉施設	健康福祉センター	19,409 m ²	3.99%
	02 高齢福祉施設	老人福祉センター、長寿園	1,820 m ²	0.37%
	03 障害福祉施設	共同作業所、通所作業所	536 m ²	0.11%
	04 その他福祉施設	隣保館	571 m ²	0.12%
05 医療施設	01 医療施設	診療所	2,812 m ²	0.58%
06 スポーツ・レクリエーション施設	01 観光センター	まちなか交流館、まちなかステーション	2,322 m ²	0.48%
	02 スポーツ施設	体育館、スポーツセンター、健康増進センター	29,532 m ²	6.07%
	03 レクリエーション施設	野外活動施設、自然ふれあいセンター	6,899 m ²	1.42%
	04 温泉施設	ゆとろぎ、福寿の湯、乙女の湯	5,198 m ²	1.07%
07 産業系施設	01 産業系施設	農産物加工場、農産物直売所	4,634 m ²	0.95%
	02 環境関連施設	ソーラーPR館、エコハウス	205 m ²	0.04%
08 学校教育系施設	01 中学校	中学校	66,643 m ²	13.70%
	02 小学校	小学校	118,507 m ²	24.35%
	03 給食センター	給食センター	5,114 m ²	1.05%
09 子育て支援施設	01 幼稚園	幼稚園	8,184 m ²	1.68%
	02 保育園	保育園	2,319 m ²	0.48%
	03 こども園	こども園	5,201 m ²	1.07%
	04 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	1,841 m ²	0.38%
	05 その他子育て支援施設	子育てセンター	1,816 m ²	0.37%
10 公営住宅	01 公営住宅	市営住宅	72,551 m ²	14.91%
11 その他	01 供給処理施設	清掃センター	6,321 m ²	1.30%
	02 ポンプ場	排水機場、排水ポンプ室	542 m ²	0.11%
	03 公園	公園(便益施設)、公園休憩所	2,140 m ²	0.44%
	04 斎場・霊苑	斎場、霊苑	705 m ²	0.14%
	05 駐車場	駐車場	472 m ²	0.10%
	06 バス停留所	市営バス停留所	106 m ²	0.02%
	07 交通関係施設	駅、駅前広場待合所	1,059 m ²	0.22%
	08 車庫	重機車庫、バス車庫	412 m ²	0.08%
	09 倉庫	倉庫、収蔵庫、書庫	1,027 m ²	0.21%
	10 公衆便所	公衆便所、トイレ	614 m ²	0.13%
	11 その他	旧小学校・幼稚園・保育園	18,217 m ²	3.74%

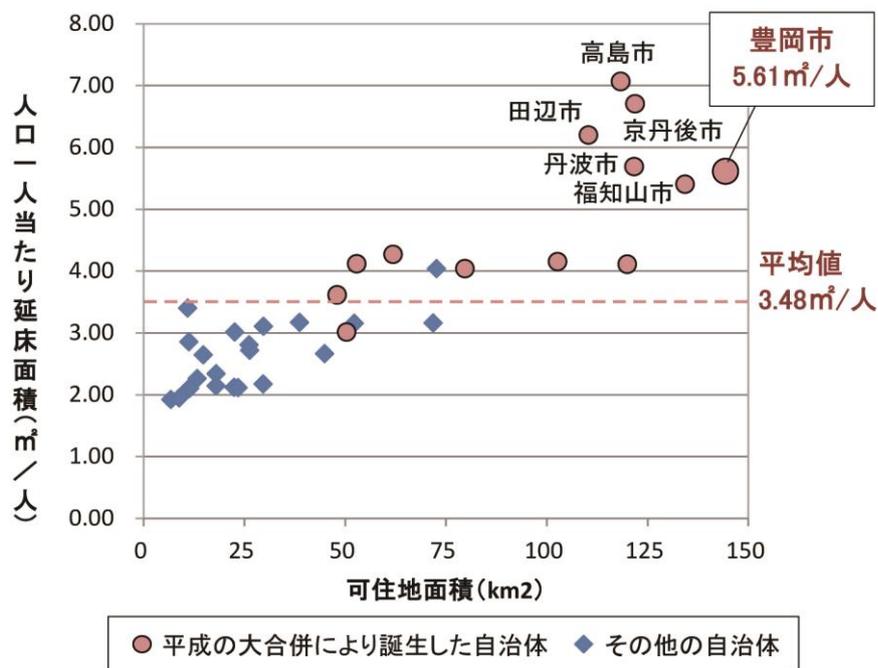
イ 類似都市との比較

人口一人当たり延床面積は5.61 m²/人となっています。人口一人当たり延床面積は、行政区域面積（可住地面積）に比例する傾向にあります。近畿圏内の類似団体*平均値（3.48 m²/人）を大きく上回っています。

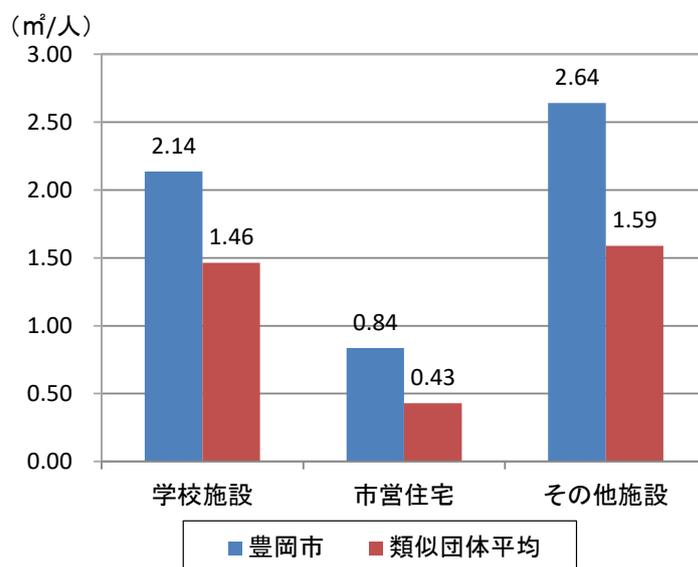
また、公共施設の用途を学校施設、公営住宅、その他施設に区分して近畿圏内の類似団体と比較すると、学校施設、公営住宅、その他施設ともに類似団体を上回っており、特に、その他施設の保有量が類似団体平均値と大きく乖離しています。

※人口が5万人以上10万人未満で、第2次産業と第3次産業の就業人口比率の合計が95%未満、かつ第3次産業の就業人口比率が55%以上の団体（類型Ⅱ-1）

図表 2.3 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）



図表 2.4 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）



図表 2.5 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）

都道府県	類似団体	平成の大合併	総面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	人口 (千人)	延床面積 (万㎡)	1人当たり延床面積 (㎡/人)	1人当たり延床面積 (㎡/人)		
								学校施設	市営住宅	その他施設
滋賀県	近江八幡市	合併	177.39	79.67	82.03	33.15	4.04	1.55	0.89	1.60
滋賀県	守山市	—	55.73	44.96	79.43	21.12	2.66	1.25	0.25	1.16
滋賀県	栗東市	—	52.75	29.80	66.40	20.57	3.10	1.29	0.48	1.33
滋賀県	野洲市	合併	80.15	48.01	50.84	18.38	3.62	1.27	0.46	1.89
滋賀県	高島市	合併	693.00	118.31	52.39	37.03	7.07	2.07	1.06	3.94
京都府	福知山市	合併	552.57	134.28	81.12	43.85	5.41	1.72	0.87	2.81
京都府	舞鶴市	—	342.35	72.78	87.91	35.47	4.03	1.61	0.66	1.76
京都府	亀岡市	—	224.90	71.88	92.47	29.17	3.15	1.38	0.49	1.28
京都府	城陽市	—	32.74	22.56	79.37	16.77	2.11	1.21	0.01	0.90
京都府	向日市	—	7.67	6.85	54.25	10.39	1.91	1.13	0.05	0.73
京都府	八幡市	—	24.37	22.72	73.55	22.11	3.01	1.38	0.59	1.04
京都府	京田辺市	—	42.94	29.75	65.41	14.18	2.17	0.98	0.24	0.95
京都府	京丹後市	合併	501.84	121.88	59.63	39.99	6.71	2.81	0.32	3.58
京都府	木津川市	合併	85.12	50.36	72.11	21.75	3.02	1.62	0.23	1.16
大阪府	泉大津市	—	13.26	13.36	76.83	17.32	2.25	1.05	0.17	1.03
大阪府	貝塚市	—	43.99	26.24	90.27	25.30	2.80	1.20	0.77	0.84
大阪府	柏原市	—	25.39	18.04	72.77	16.98	2.33	1.38	0.00	0.96
大阪府	摂津市	—	14.88	14.88	84.11	22.18	2.64	1.30	0.19	1.14
大阪府	高石市	—	11.35	11.35	59.05	16.83	2.85	1.19	0.11	1.55
大阪府	藤井寺市	—	8.89	8.89	66.47	12.91	1.94	0.91	0.00	1.03
大阪府	泉南市	—	48.48	26.42	64.59	17.53	2.71	1.20	0.39	1.12
大阪府	四條畷市	—	18.74	11.30	57.24	11.98	2.09	1.28	0.01	0.80
大阪府	大阪狭山市	—	11.86	11.56	57.65	12.10	2.10	1.09	0.00	1.01
兵庫県	芦屋市	—	18.50	10.99	96.50	32.75	3.39	1.04	1.12	1.24
兵庫県	豊岡市	合併	697.66	144.33	86.69	48.66	5.61	2.14	0.84	2.64
兵庫県	三木市	合併	176.58	102.66	81.00	33.64	4.15	1.63	0.39	2.13
兵庫県	丹波市	合併	493.28	121.66	68.75	39.12	5.69	2.29	0.70	2.71
奈良県	大和郡山市	—	42.68	38.78	89.63	28.37	3.17	1.37	0.28	1.52
奈良県	天理市	—	86.37	52.33	67.46	21.26	3.15	1.24	0.52	1.39
奈良県	香芝市	—	24.23	18.10	77.62	16.60	2.14	1.21	0.03	0.90
和歌山県	海南市	合併	101.19	61.85	55.24	23.60	4.27	1.77	0.64	1.87
和歌山県	橋本市	合併	130.31	52.85	66.66	27.45	4.12	1.68	0.81	1.63
和歌山県	田辺市	合併	1,026.77	110.32	80.12	49.67	6.20	2.28	1.07	2.85
和歌山県	紀の川市	合併	228.24	119.96	66.86	27.50	4.11	1.69	0.34	2.08
和歌山県	岩出市	—	38.50	23.54	53.28	11.24	2.11	1.07	0.04	1.00
類似団体	平均	—	175.28	52.95	71.88	25.06	3.48	1.47	0.43	1.59

資料：平成 26 年 3 月 31 日住民基本台帳人口（豊岡市人口）、

平成 25 年 3 月 31 日住民基本台帳人口（豊岡市以外の人口）、平成 25 年度公共施設状況調（豊岡市以外の延床面積）、

統計からみる市区町村のすがた 2014（可住地面積）

注 1：可住地面積とは、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの。

注 2：学校施設は小学校と中学校の計（他市との比較のため学校教育系施設のうち、学校給食センターはその他施設で計上した）。

(2) インフラ施設

本市が管理するインフラ施設には、道路（市道・農道・林道）、公園、漁港のほか、河川、ため池など、市民生活や経済活動の基盤となる施設が含まれます。

これらのインフラ施設のうち、主な施設の管理状況（市道は平成28年3月31日、農道及び林道は平成30年3月31日現在）をみると、本市が管理する道路のうち、市道は延長約1,253km（2,776路線）であり、このうち、幹線市道（1級市道及び2級市道）の延長は約324.8kmとなっています。橋りょうは1,258橋（うち橋長15m以上の橋りょうは217橋）、延長約13.9kmを管理しており、トンネルは市道大谷桃島線の東山トンネルを管理しています。自転車歩行者専用道路は延長約0.3km（1路線）を管理しています。

農道は延長約295km（1,189路線）であり、このうち、橋りょうは29橋、延長約1.4kmを管理しており、トンネルは4箇所、延長約2.9kmを管理しています。

林道は延長約121km（82路線）であり、このうち、橋りょうは30橋、延長約0.3kmを管理しています。

公園は120箇所、面積約74.4haを管理しており、そのうち都市公園が25箇所、面積約51.7haとなっています。

漁港は田結漁港、田久日漁港、宇日漁港、切浜漁港、須井漁港を管理しており、これらの漁港の外郭施設（防波堤、護岸など）の延長は1,252m、係留施設（船揚場、物揚場）の延長は277mとなっています。これらの施設のほか、漁港区域に付随する海岸保全施設（延長789m）を管理しています。

図表 2.6 主なインフラ施設の管理状況

大分類	中分類	施設数等	
道路	1級市道	122 路線	154,939m
	2級市道	124 路線	169,889m
	その他市道	2,530 路線	927,835m
	市道 合計	2,776 路線	1,252,663m
	うち、橋りょう	1,258 橋 (15m以上 217 橋)	13,946m
	うち、トンネル	1 箇所	76m
公園	都市公園	25 箇所	516,600 m ²
	その他の公園	95 箇所	227,239 m ²
漁港	外郭施設	1,252m	
	係留施設	277m	

(3) 公営企業施設

本市が保有する公営企業施設（平成 28 年 3 月 31 日現在）は、水道施設と下水道施設に区分されます。

水道施設は安全な飲料水を市民等に供給するため、下水道施設は、快適で衛生的な生活環境への改善及び公共用水域の水質保全等のため、市民生活や経済活動に欠くことのできない施設ですが、本市では、市域が広大であることから、水道施設、下水道施設ともに多くの施設を抱えています。

主な水道施設は、浄水場が 35 箇所（上水道 9、簡易水道施設等 26）、配水池が 97 箇所（上水道 32、簡易水道施設等 65）、水道管が延長約 1,040km となっています。

主な下水道施設は、処理場が 52 箇所（公共下水道 3、特定環境保全公共下水道 7、農業集落排水処理施設 31、漁業集落排水処理施設 4、コミュニティプラント 3、小規模集合排水処理施設 4）、ポンプ場 4 箇所（汚水 3、雨水 1）、下水道管が延長約 942km となっています。

図表 2.7 主な公営企業施設の管理状況

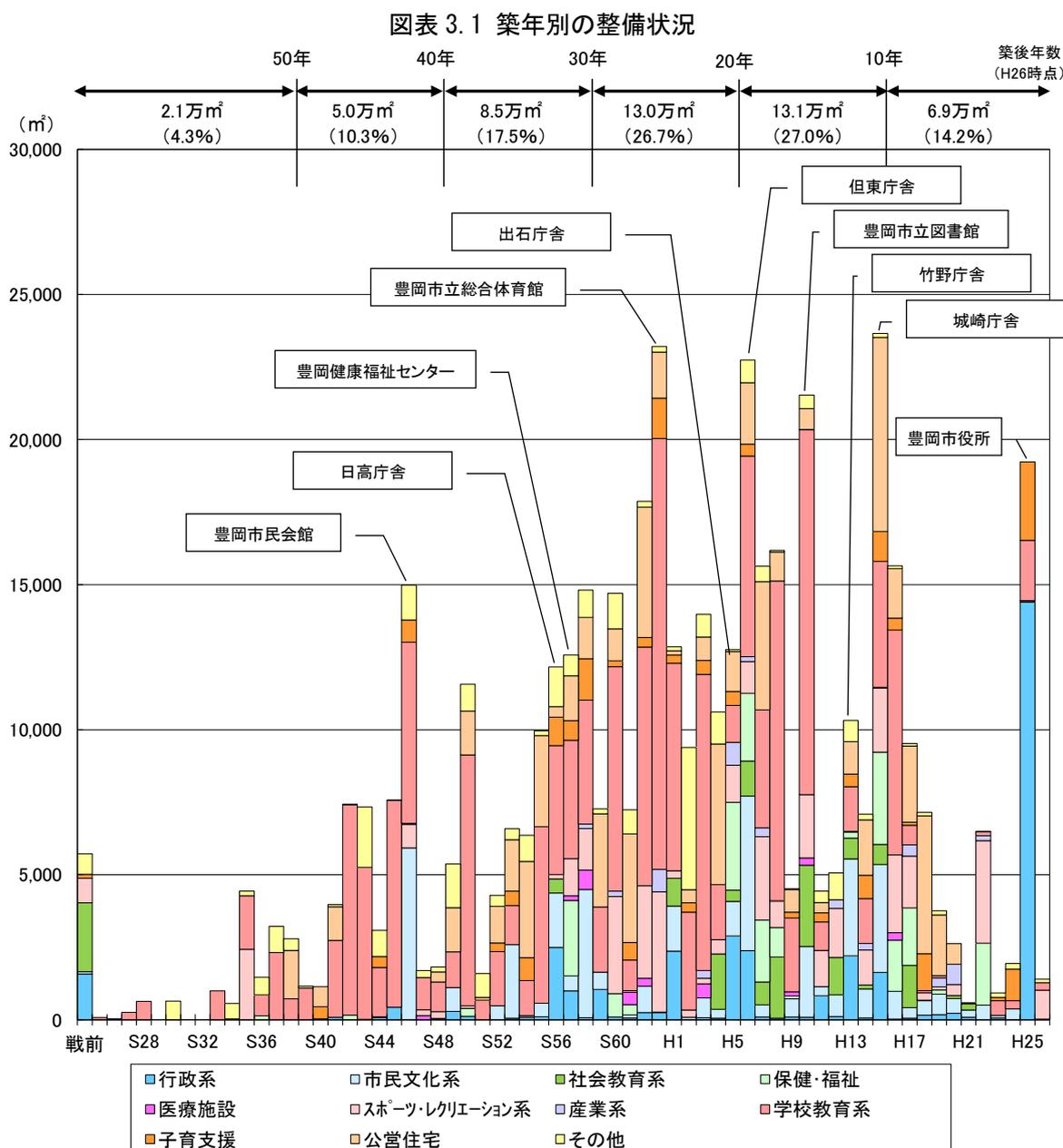
大分類	中分類	施設数等
水道施設	浄水場	35 箇所 (上水道 9、簡易水道等 26)
	配水池	97 箇所 (上水道 32、簡易水道等 65)
	水道管	1,040 km
下水道施設	処理場	52 箇所 (公共下水道 3、特定環境保全公共下水道 7、農業集落排水処理施設 31、漁業集落排水処理施設 4、コミュニティプラント 3、小規模集合排水処理施設 4)
	ポンプ場	4 箇所 (汚水 3、雨水 1)
	下水道管	942 km

3. 公共施設等を取り巻く現状と課題

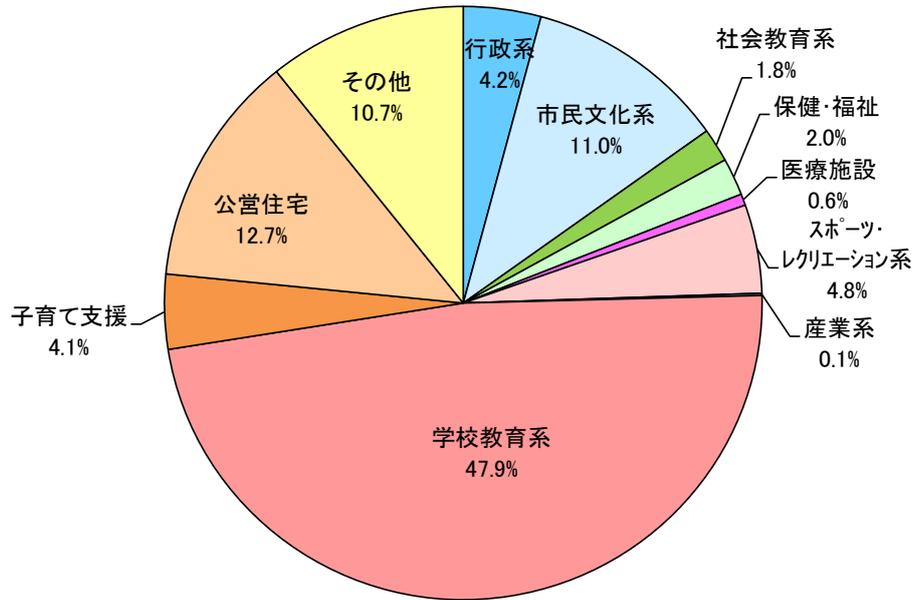
(1) 老朽化の進行

公共施設の整備面積を築年別にみると、昭和 55 年までは学校教育系施設を中心に毎年 1 万㎡以下で推移してきましたが（昭和 46・50 年を除く）、その後、昭和 56 年から平成 16 年にかけて急増しています。また、新庁舎を建設した平成 25 年に再び増加しています。

平成 26 年現在、一般的に大規模改修が必要とされている築 31 年以上（昭和 58 年以前）を経過している公共施設は 32.1%（約 15.6 万㎡）を占めています。築 31 年以上の施設の内訳は、学校教育系施設が 47.9%（約 7.5 万㎡）と最も多く、次いで公営住宅が 12.7%（約 2.0 万㎡）、市民文化系施設が 11.0%（約 1.7 万㎡）となっており、今後、施設の老朽化による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中が予想されます。

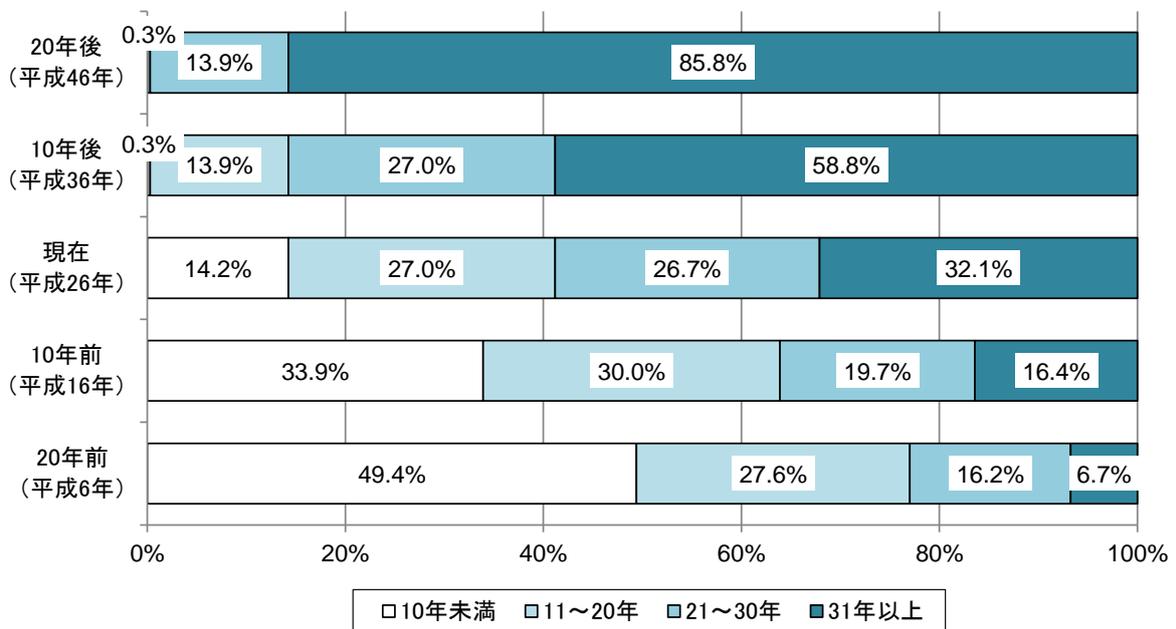


図表 3.2 用途別の延床面積の割合（築 31 年以上）



注：小数点以下第 2 位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が 100%にならない。

図表 3.3 築年別延床面積の割合の推移



注 1：過去の延床面積の割合は、現在までに除却した公共施設を考慮していない。

将来の延床面積の割合は、現在の公共施設をすべて保有すると仮定した場合の試算値である。

注 2：小数点以下第 2 位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が 100%にならない場合がある。

インフラ施設についても、公共施設と同様もしくはそれ以上に老朽化が進行しています。道路（市道）の橋りょうを例にとると、橋長 15m以上の主な橋りょう（217橋）のうち、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは、平成 27 年度末現在で 29 橋（約 13%）ですが、20 年後には 124 橋（約 57%）となり、急速に老朽化が進行します。

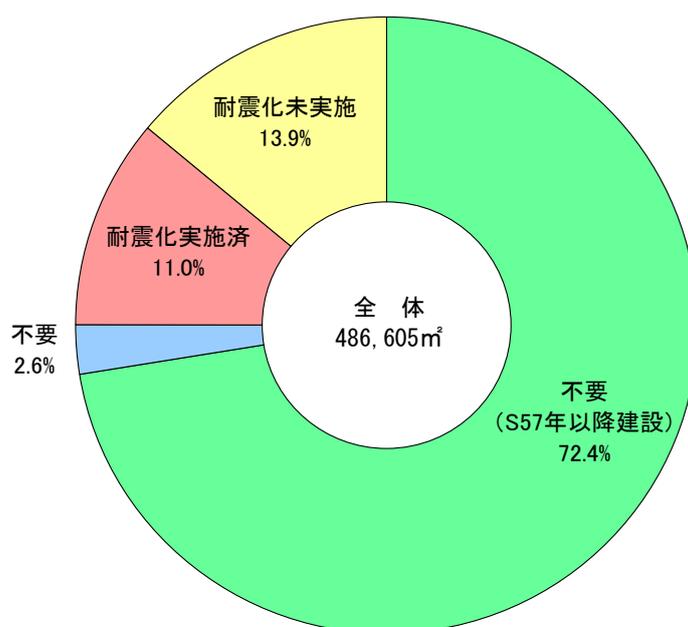
公営企業施設についても、給水人口の拡大に伴って布設してきた水道管や、「生活排水 99%大作戦」の展開により急速に整備してきた下水道管が順次、耐用年数を迎えています。水道施設を例にとると、耐用年数 40 年を経過した水道管は、平成 27 年度末現在では約 40 k m と全体の 4 % 程度ですが、今後 10 年間で 100 k m 以上の経年管が増加するため、老朽化に伴う漏水被害の増加、有収率の低下が懸念されます。

(2) 耐震化の状況

公共施設の耐震化の状況を見ると、建築基準法の改正による新耐震基準の施行以降（昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したもの。ただし、本計画では建築年が昭和 57 年以降のものを集計している。）に建設され耐震化が不要な施設が 72.4%（約 35.3 万㎡）と全体の 2/3 以上を占めています。

また、新耐震基準以前（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの。ただし、本計画では建築年が昭和 56 年以前のものを集計している。）に建設された施設が 27.6%（約 13.4 万㎡）となっていますが、そのうち新耐震基準を満たしている建物が 2.6%あるほか、耐震改修を実施済の建物が 11.0%あり、公共施設全体の耐震化率は 86.1%となっています。

図表 3.4 耐震化の状況



注：小数点以下第 2 位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が 100%にならない。

(3) 市民ニーズ等の変化

平成 22 年国勢調査における本市の人口は 85,592 人であり、昭和 55 年以降一貫して減少を続けていますが、公共施設の延床面積は増加している状況です。

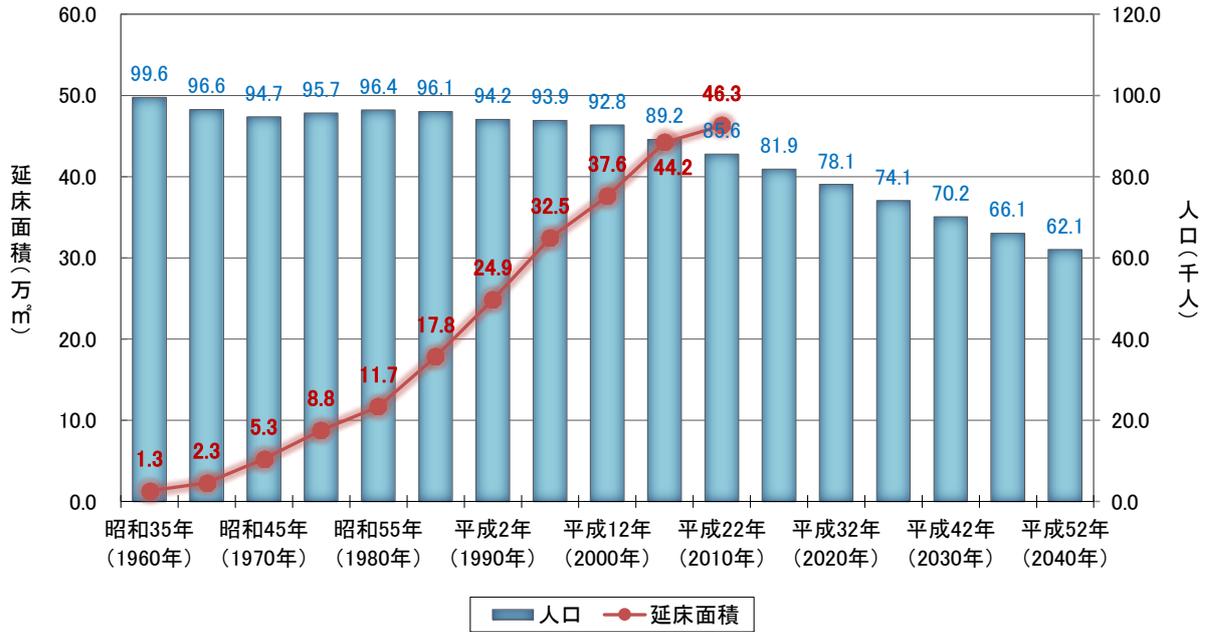
将来の人口推計（「豊岡市人口ビジョン（平成 27 年作成）」における政策目標推計）によると、人口の減少傾向は今後も継続し、平成 22 年から 30 年後の平成 52 年には約 6.2 万人（平成 22 年比△27.4%）となる見込みです。

また、少子高齢化が一段と進むと予想され、平成 52 年には、平成 22 年と比較して年少人口（0 歳から 14 歳）が約 0.3 万人、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）が約 2.0 万人減少し、その割合がそれぞれ約 1 割（約 0.9 万人）、約 5 割（約 2.9 万人）になる一方で、老年人口（65 歳以上）の割合が約 4 割（約 2.4 万人）となる見込みです（ただし、老年人口のピークは平成 32 年の約 2.7 万人）。

年少人口の減少に伴い小中学校、幼稚園等では余裕・余剰施設が発生すると同時に、老年人口の増加に伴い高齢者福祉施設が不足することが考えられるなど、人口減少や人口構成の変化により既存の公共施設の利用需要に変化が生じるほか、本市では、「新しい地域コミュニティ」の活動拠点として地区公民館からコミュニティセンターへの移行を計画しており、建設当時と比べて公共施設が担うべき役割・機能変化しています。

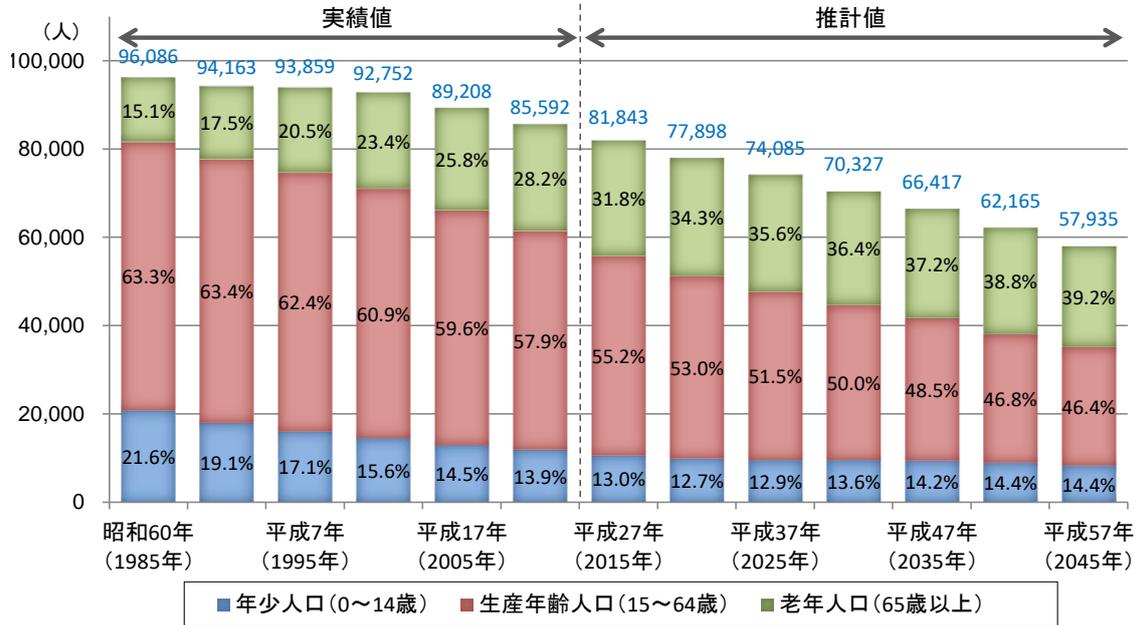
《参考 平成 27 年国勢調査人口 82,269 人》

図表 3.5 公共施設の延床面積と人口の推移



資料：国勢調査（平成 22 年以前人口）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 27 年以降人口）

図表 3.6 人口及び人口構成の推移と将来見通し



資料：国勢調査（平成 22 年以前）、豊岡市人口ビジョン 政策目標推計（平成 27 年以降）

(4) 厳しい財政状況

ア 歳入・歳出の状況

本市の歳入は、地方交付税、市債等に依存しており、非常に脆弱な構造となっています。

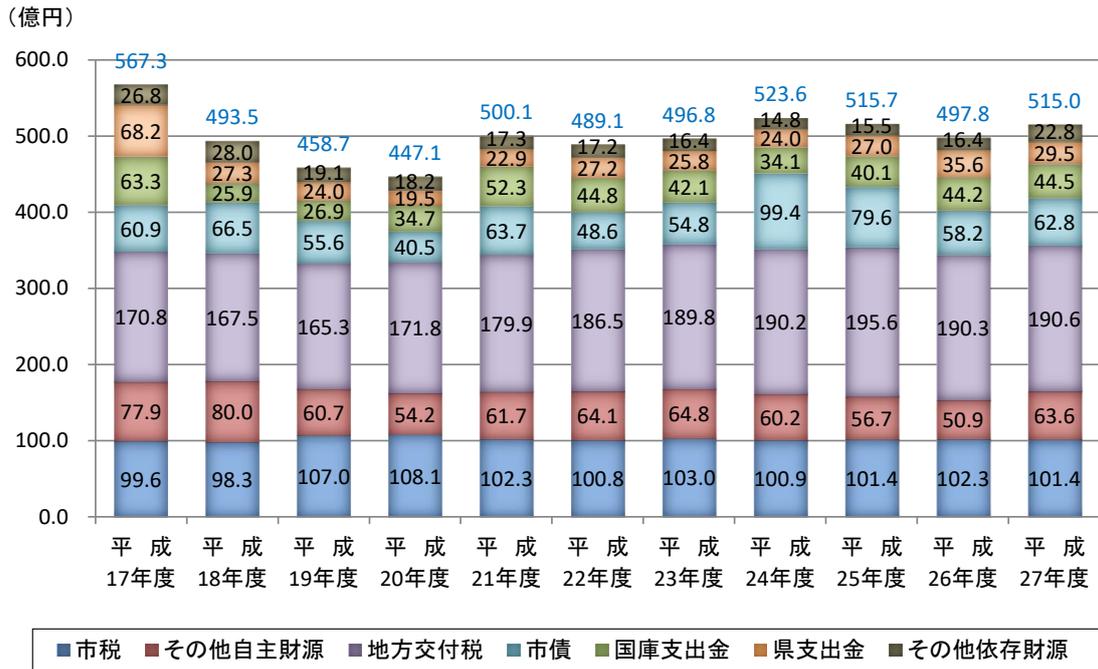
市税等の自主財源は平成 18 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度は約 165 億円と歳入の約 32%にとどまっています。生産年齢人口の減少等により、市税収入の大幅な増加が見込めないことに加え、市町合併により特別な方法で算定されてきた普通交付税が平成 28 年度から段階的に縮減されることから、本市の財政運営は非常に厳しくなるものと推測されます。

一方、歳出をみると、義務的経費については、職員数の減少等により人件費が減少しているものの、高齢化の進展等により扶助費が平成 17 年度～27 年度の 11 年間で 1.8 倍に増加しています。

また、公共施設整備等に充当される投資的経費は、災害復旧事業費が多くを占めている平成 17 年度と新庁舎の建設等を行った平成 24・25 年度を除き、64 億円前後で推移していますが、近年の投資的経費は合併特例債の活用等による影響が大きく、平成 27 年度決算では 17.3 億円の一般財源で 55.6 億円の事業が実施できましたが、合併特例期間が終了する平成 33 年度には 16.5 億円の一般財源で 49.7 億円の事業しか実施できないと推測されます。

このように、今後の普通交付税の減少や生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢化に伴う扶助費の増加等を踏まえると、公共施設の修繕、改修、更新等に対して財源不足となる状況が予想されます。

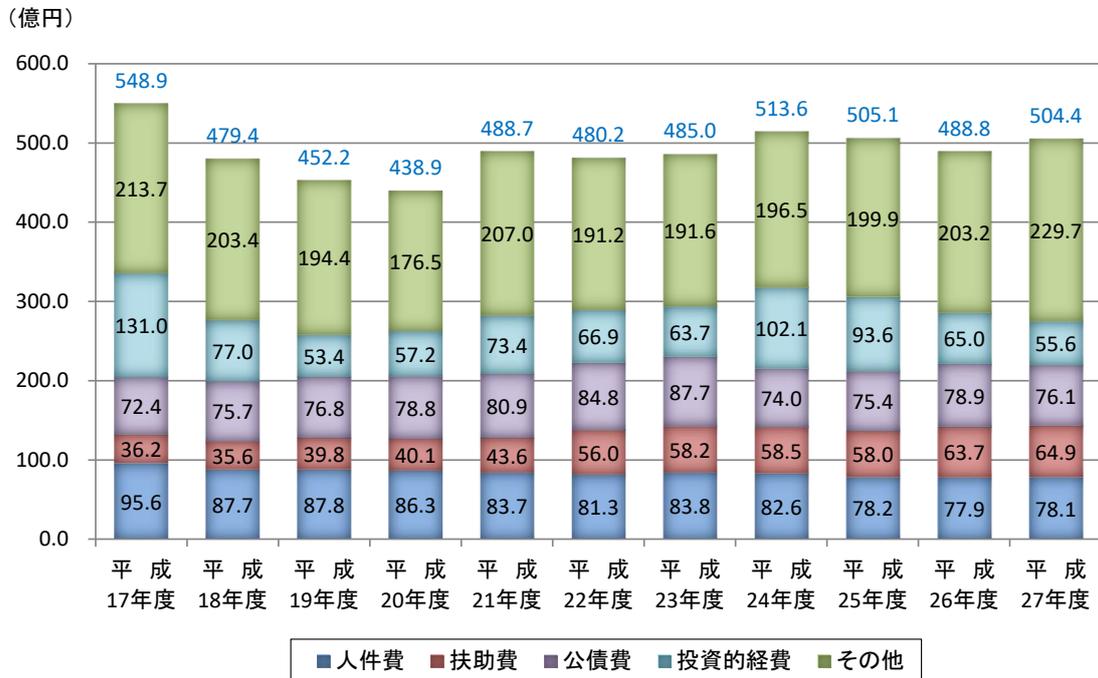
図表 3.7 歳入の推移



資料：豊岡市財政課

注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

図表 3.8 歳出の推移



資料：豊岡市財政課

注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

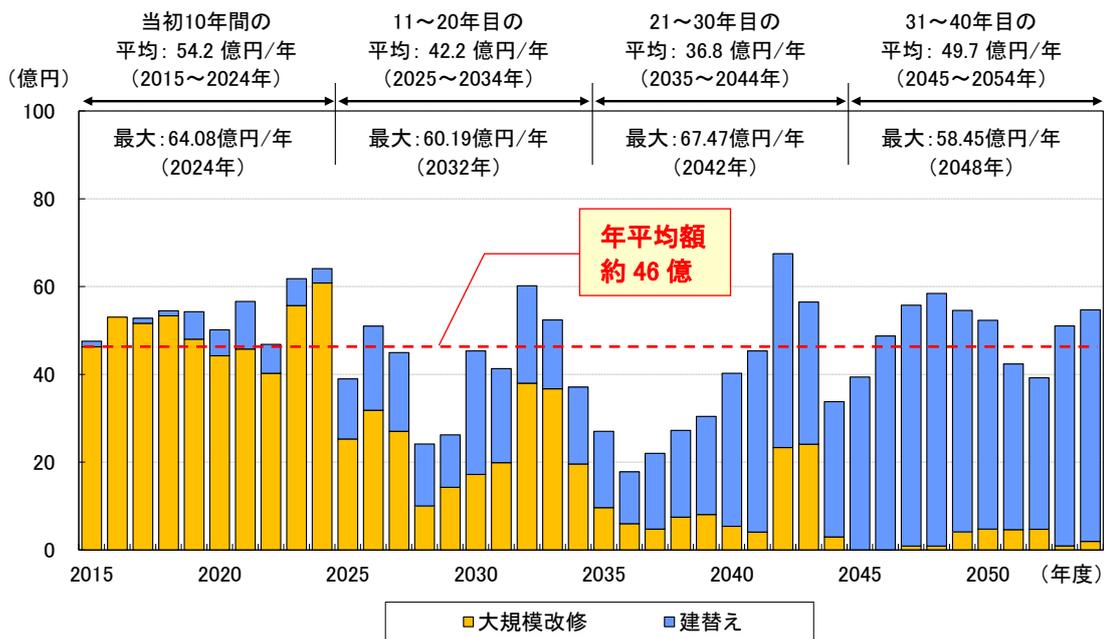
イ 更新費用の試算結果

(公共施設)

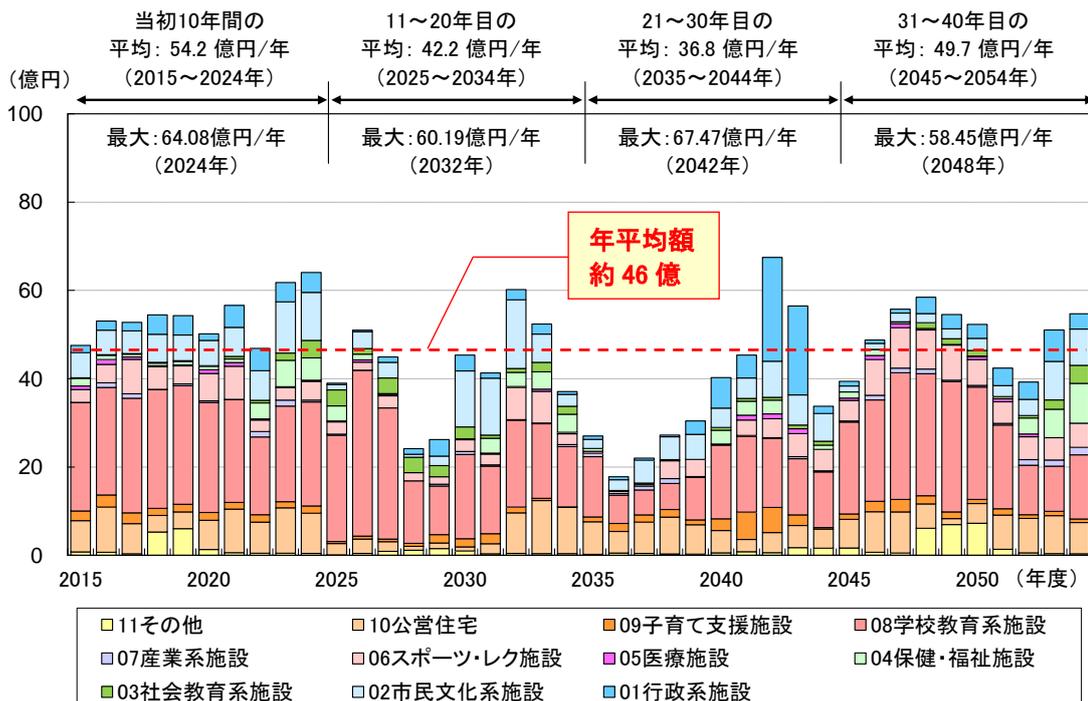
現在保有する公共施設をすべて維持することを前提として、築後 31 年目で大規模改修、61 年目で建替えという一般的なサイクルで更新とした場合、今後 40 年間で総額約 1,828 億円が必要となり、年平均で約 46 億円の負担が見込まれます。

前述のとおり、平成 33 年度に 49.7 億円程度の投資的事業しかできないこととなった場合、全額を公共施設の大規模改修・建替え費用に充ててしまうと、道路・橋りょう等のインフラ施設の修繕や更新、新設等には、ほとんど投資ができない状況になります。

図表 3.9 公共施設の更新に係るコスト試算



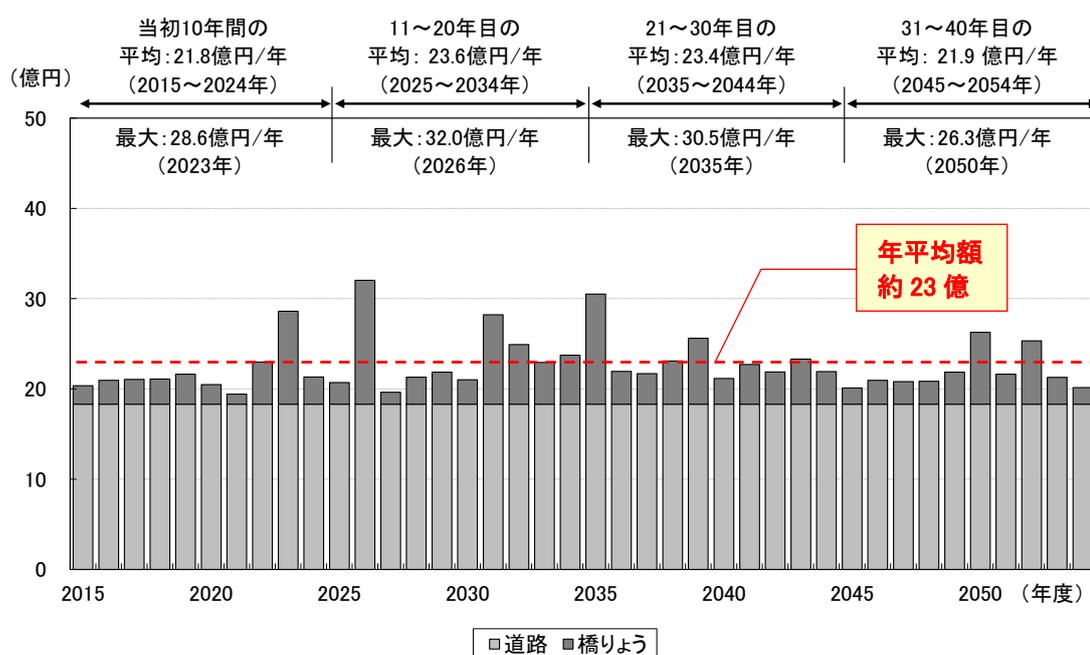
図表 3.10 公共施設の更新に係るコスト試算 (用途別)



(インフラ施設)

現在保有するインフラ施設のうち道路・橋りょうについて、同じ面積（延長）で更新することを前提として、道路は15年、橋りょうは60年というサイクルで更新するとした場合、今後40年間で総額約907億円が必要となり、年平均で約23億円の負担が見込まれます。

図表 3.11 インフラ施設の更新に係るコスト試算（道路・橋りょう）

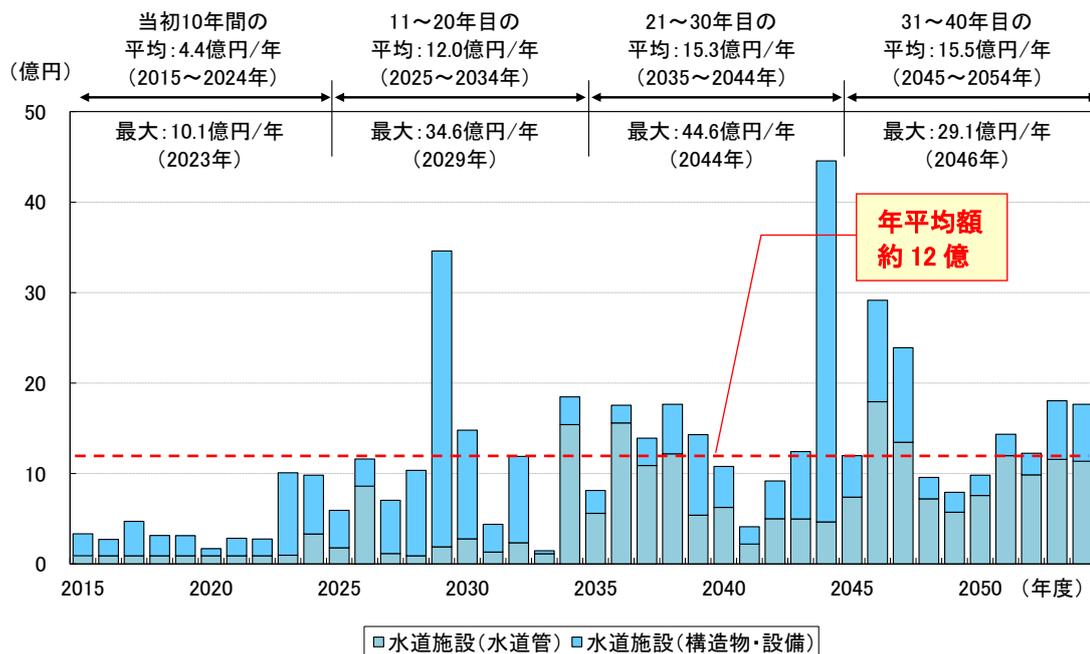


(公営企業施設)

水道施設については、「豊岡市アセットマネジメント計画」において、現在保有する施設と同規模で更新することを前提として、水道管、構造物・設備ともに法定耐用年数の1.5倍のサイクル（水道管60年、構造物・設備15~90年など）で更新するとした場合の更新費用を試算しており、その結果によると、今後40年間で総額約472億円が必要となり、年平均で約12億円の負担が見込まれます。

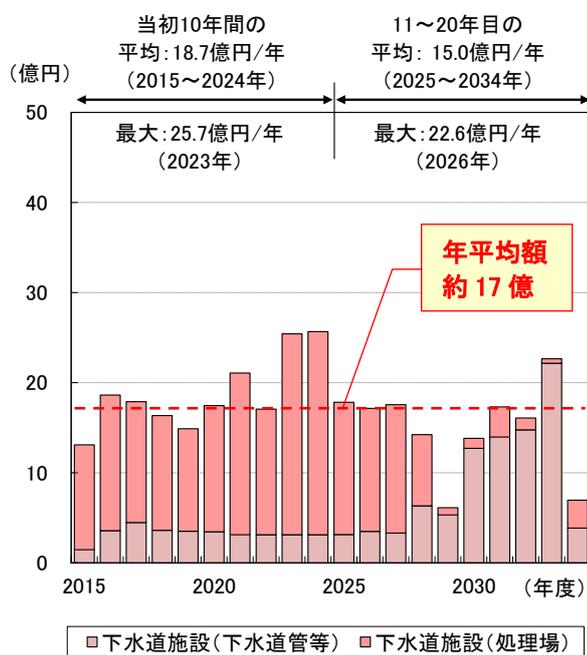
下水道施設については、「豊岡市公共下水道事業計画」において、処理場統廃合事業や長寿命化対策事業等を実施するとした場合の更新費用を試算しており、その結果によると、今後20年間で総額約337億円が必要となり、年平均で約17億円の負担が見込まれています。

図表 3.12 公営企業施設の更新に係るコスト試算（水道施設）



資料：豊岡市アセットマネジメント計画

図表 3.13 公営企業施設の更新に係るコスト試算（下水道施設）



資料：建設事業計画（下水道課）

■ 更新費用の試算方法

(公共施設)

ア 試算の対象

本市の保有する公共施設のうち、次のものを除いて試算した。

- ・社会教育系施設（博物館・資料館）のうち、文化財等の施設
- ・概ね普通財産施設が該当する「その他」施設

イ 試算方法

総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定と同様とし、更新（大規模改修及び建替え）に要する費用を試算した。

- ・現在の施設と同じ面積で更新すると仮定
- ・推計期間は40年間（基準年：平成26年）とし、延床面積に各施設用途別の更新単価を乗じて更新費用を試算

○建替え

実施年数：築60年、実施期間：3年間（築年59・60・61年目で費用発生）

○大規模改修

実施年数：築30年、実施期間：2年間（築年29・30年目で費用発生）

積残し期間：10年間（基準年時点で築31年以上が経過している公共施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。ただし、築51年以上が経過しているものは大規模改修を行わず、建替えを行うと仮定する。）

なお、概ね1,000万円以上の工事を実施している施設は、大規模改修が「実施済」として扱った。

図表 3.14 公共施設の更新単価

大分類	大規模改修	建替え
01 行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
02 市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
03 社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
04 保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
05 医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
06 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
07 産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
08 学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
09 子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
10 公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
11 その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
12 供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

(インフラ施設)

ア 試算の対象

本市の保有するインフラ施設のうち、次のものを対象に試算した。

- ・道路（舗装）
- ・橋りょう

イ 試算方法

総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定と同様とし、更新に要する費用を試算した。

- ・現在の施設と同じ面積（延長）で更新すると仮定
- ・推計期間は40年間（基準年：平成27年）

○道路

総面積を更新年数15年で割った面積を1年間の更新量とし、更新量に試算単価を乗じて算出

○橋りょう

更新年数を60年とし、構造別面積に試算単価を乗じて算出（現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的のため、これを前提とする。）

積残し期間：5年間（基準年時点で築60年以上が経過している橋りょうについては、今後5年間で均等に更新を行うと仮定する。）

図表 3.15 道路の更新単価

大分類	中分類	更新
道路	一般道路	4,700 円/m ²
	自転車歩行者道	2,700 円/m ²
橋りょう	PC橋	425 千円/m ²
	鋼橋	500 千円/m ²

(5) 平成 27 年度 公共施設に関する市民アンケート結果

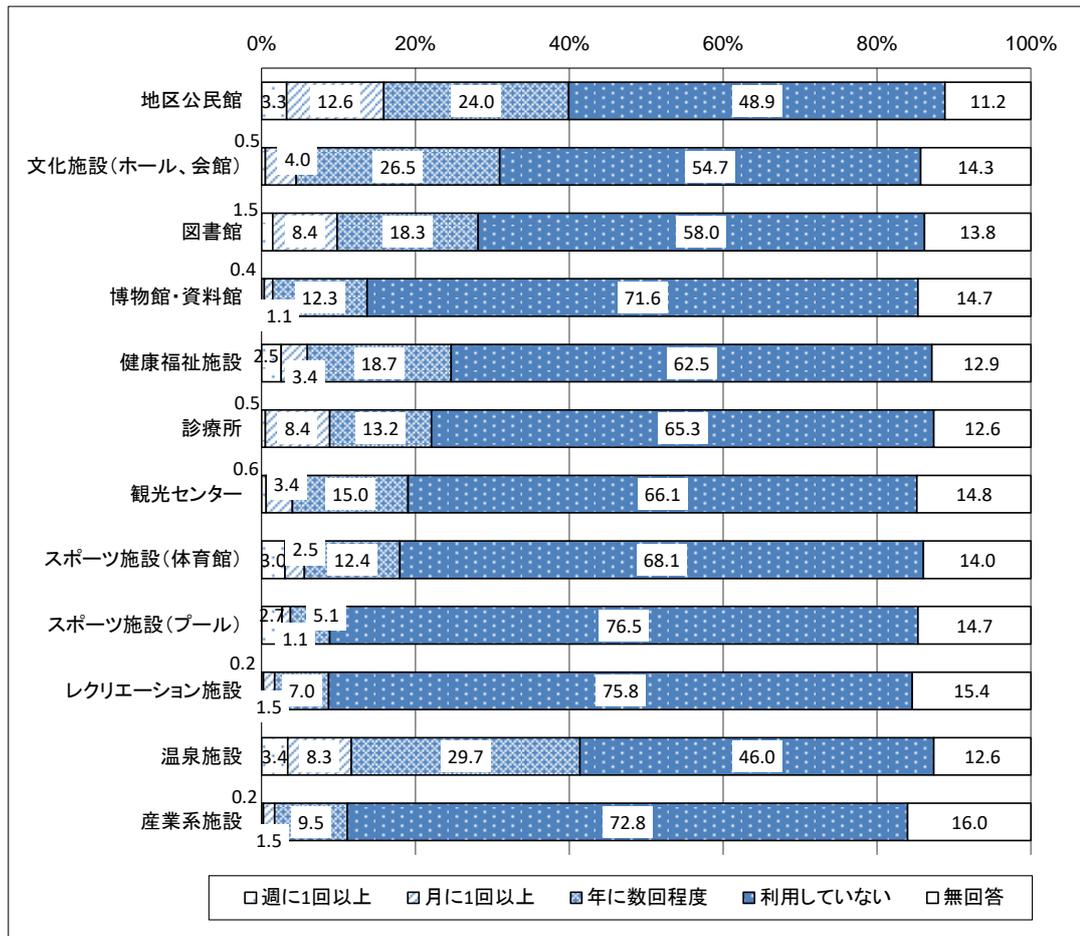
市民の公共施設の利用状況及び更新問題に対する意向等を把握することを目的として、平成 27 年 6 月に公共施設に関する市民意向調査（18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出、有効回収率 41.2%）を実施しました。

その結果の概要は次のとおりです。

ア 公共施設の利用状況

- ・過去 1 年間の公共施設の利用頻度をみると、すべての公共施設で「年に数回程度」又は「利用していない」との回答が 7 割以上であり、頻繁に利用している人は限られています。特に、「レクリエーション施設」、「スポーツ施設（プール）」、「産業系施設」、「博物館・資料館」については、「利用していない」が 7 割以上を占めています。
- ・利用頻度の低い理由としては、「利用する機会がない」が 8 割以上（「診療所」や「温泉施設」では 7 割以上）となっています。
- ・利用頻度の高い人（「週に 1 回以上」、「月に 1 回以上」）の割合をみると、「地区公民館」、「図書館」、「温泉施設」、「診療所」（特に但東地域）が比較的利用されています。

図表 3.16 過去 1 年間の公共施設の利用頻度

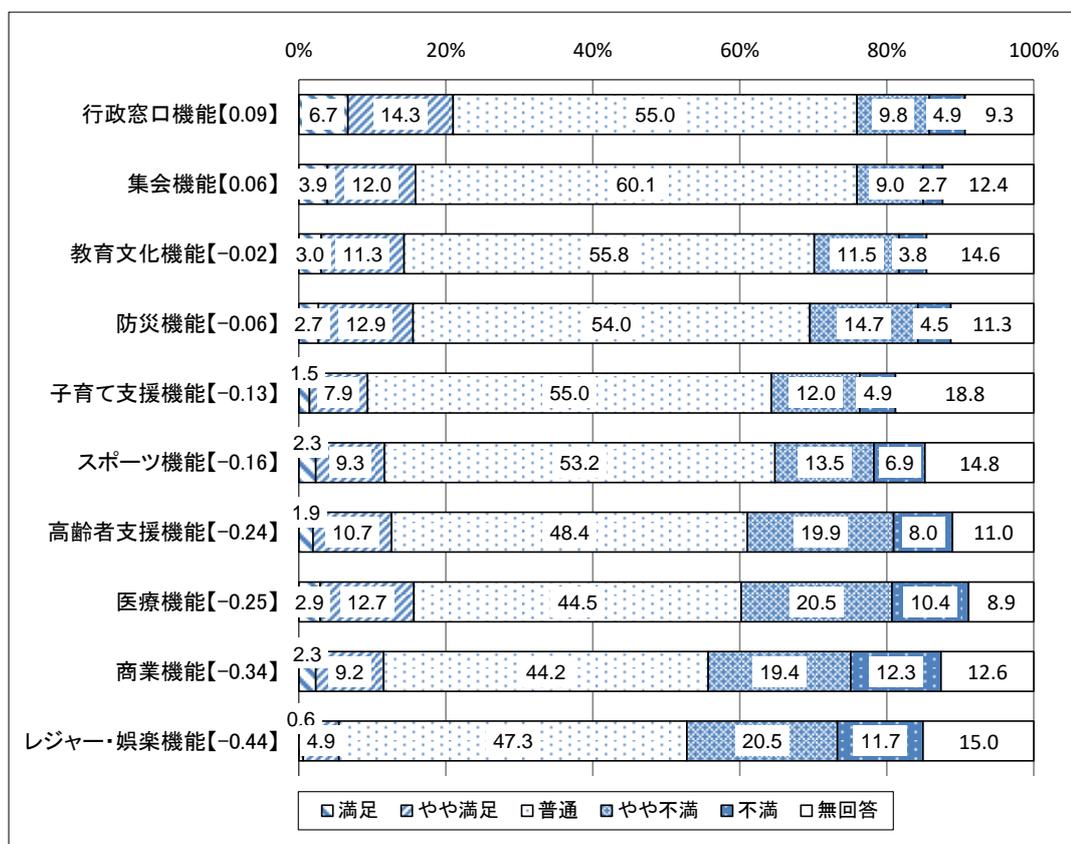


注：小数点以下第 2 位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が 100%にならない。

イ 地域に必要な生活サービス機能

- ・居住地域における生活サービス機能の現状については、「医療機能」、「商業機能」、「レジャー・娯楽機能」に対する満足度が低くなっています。
- ・居住地域において維持・確保すべき機能については、「医療機能」、「高齢者支援機能」、「防災機能」、「行政窓口機能」の回答が多く、日常生活における安全・安心の確保を重視されています。特に、「医療機能」については、現状に不満がある人が多いため、新たに確保するなど充実させていくことが求められています。
- ・40歳未満の世代では「子育て支援機能」の回答が多く、特に30歳代では、47.2%が「子育て支援機能」を維持・確保すべきと考えています。

図表 3.17 生活サービス機能の充足状況



注：【 】内の値は満足度の評価点

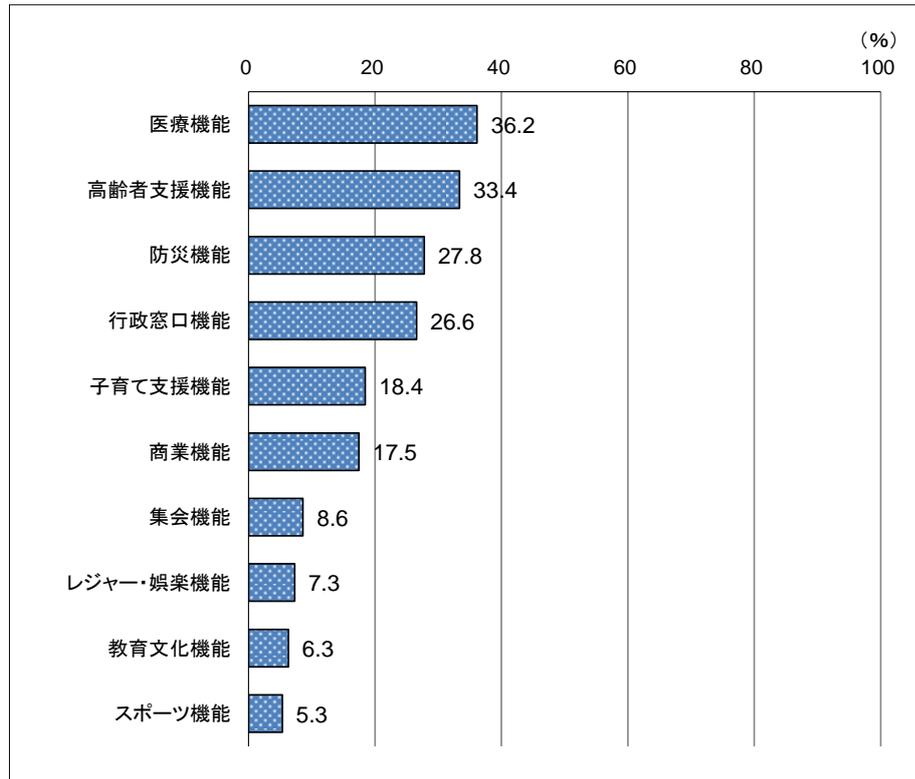
小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

■ 満足度の評価方法

各機能の満足度を評価するため、「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」の回答者数の得点付けを行いました。

満足度の評価点 = (満足 × 2点 + やや満足 × 1点 + 普通 × 0点 - やや不満 × 1点 - 不満 × 2点) ÷ (回答者数 - 無回答)

図表 3.18 優先的に維持・確保すべき機能



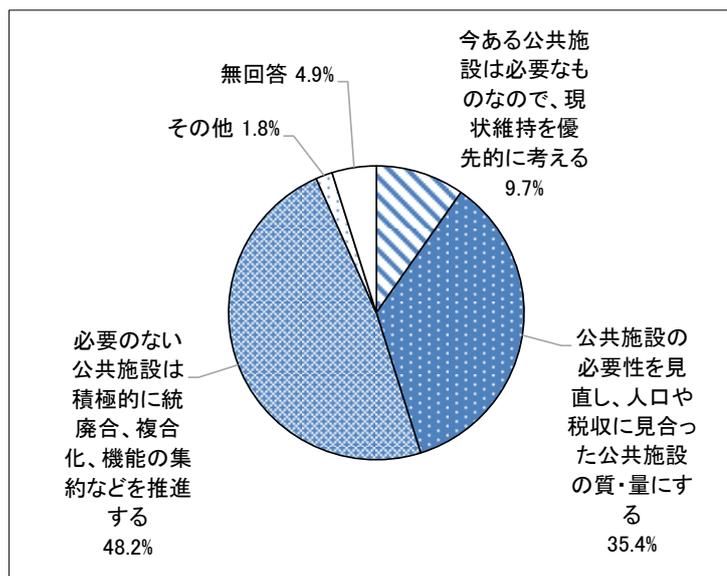
図表 3.19 年齢別にみた優先的に維持・確保すべき機能

	行政窓口機能	防災機能	集会機能	教育文化機能	スポーツ機能	子育て支援機能	高齢者支援機能	医療機能	レジャー・娯楽機能	商業機能
18歳～29歳	16.7%	16.7%	2.1%	6.3%	8.3%	37.5%	29.2%	50.0%	16.7%	22.9%
30歳代	20.8%	16.7%	8.3%	12.5%	2.8%	47.2%	20.8%	44.4%	18.1%	15.3%
40歳代	32.3%	32.3%	6.5%	6.5%	5.4%	18.3%	29.0%	44.1%	10.8%	19.4%
50歳代	33.1%	32.3%	7.1%	5.5%	7.9%	18.1%	30.7%	45.7%	7.1%	26.8%
60歳代	33.7%	35.1%	10.6%	6.3%	5.8%	17.3%	41.8%	32.2%	2.9%	15.4%
70歳以上	20.6%	23.3%	9.5%	5.1%	3.6%	7.1%	35.2%	26.9%	5.1%	14.2%
全体	26.6%	27.8%	8.6%	6.3%	5.3%	18.4%	33.4%	36.2%	7.3%	17.5%

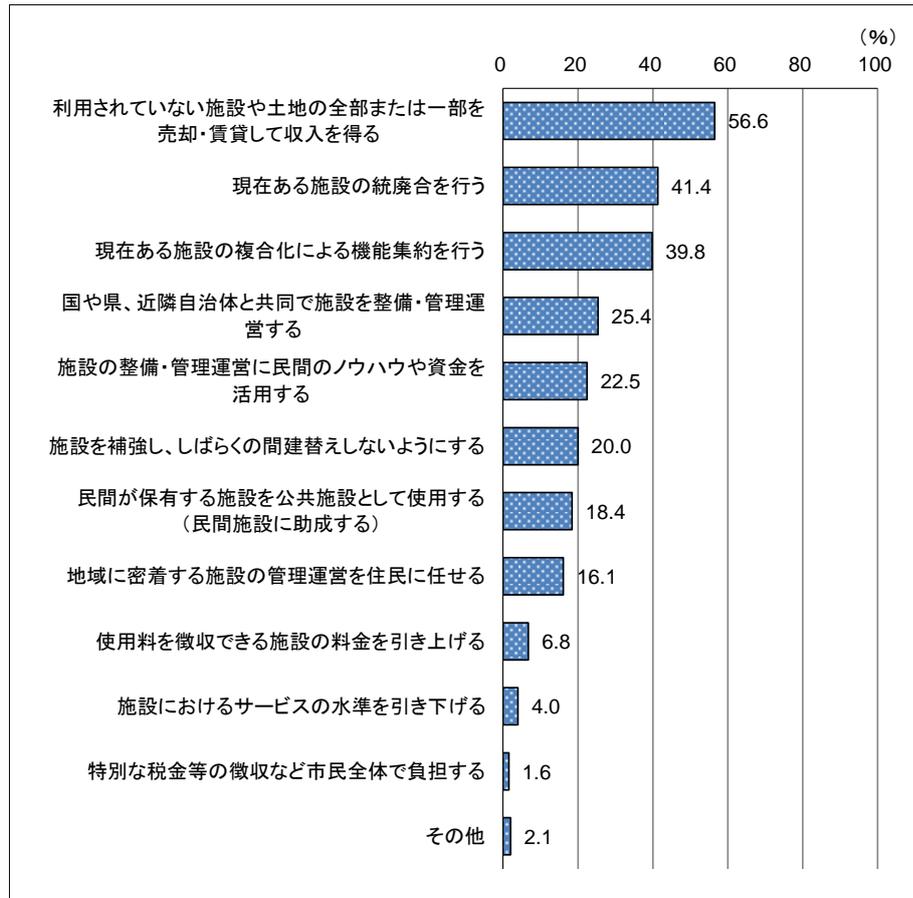
ウ 今後の公共施設のあり方

- ・今後の公共施設の整備の方向性について、総量の見直しを進めるべきとする回答が8割以上を占めています。
- ・公共施設の更新費用の負担を減らす方策については、市の保有財産の有効活用や、統廃合や複合化による総量縮減を積極的に実施すべきという回答が多い一方で、増税等の負担増には反対しています。
- ・公共施設を見直す際には、利用実態（「あまり利用されていない施設」、「主に一部の個人・団体が使っている施設」）を最も重視しており、次いで、施設の安全性（「老朽化が著しい施設」）を重視しています。

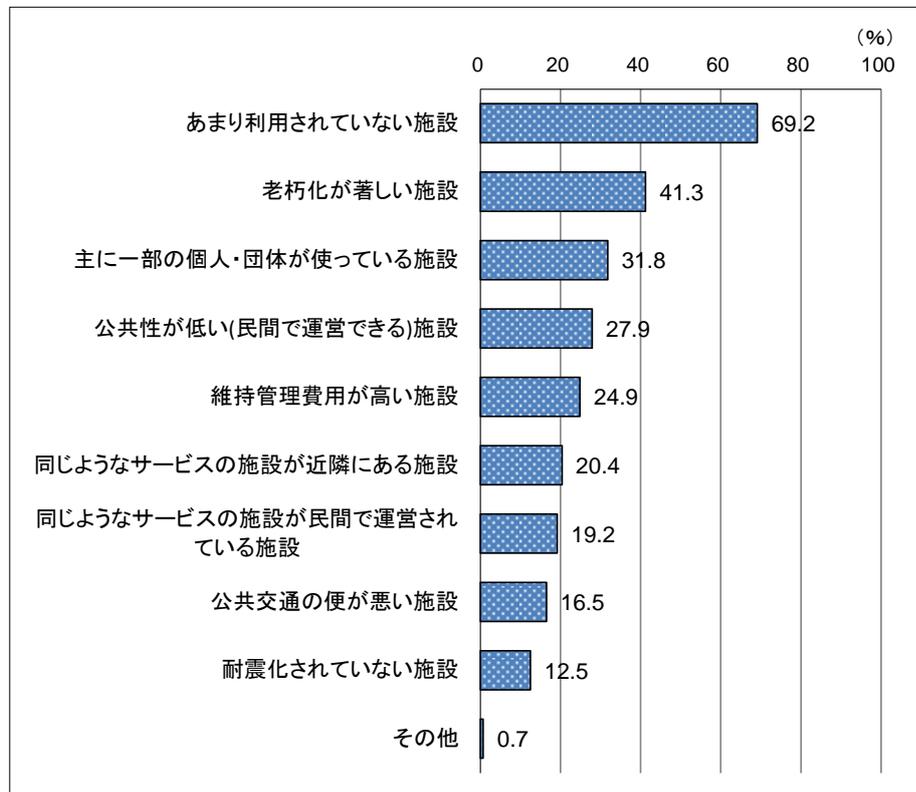
図表 3.20 公共施設の整備（総量見直し）のあり方



図表 3.21 公共施設の更新費用の負担を減らす方策



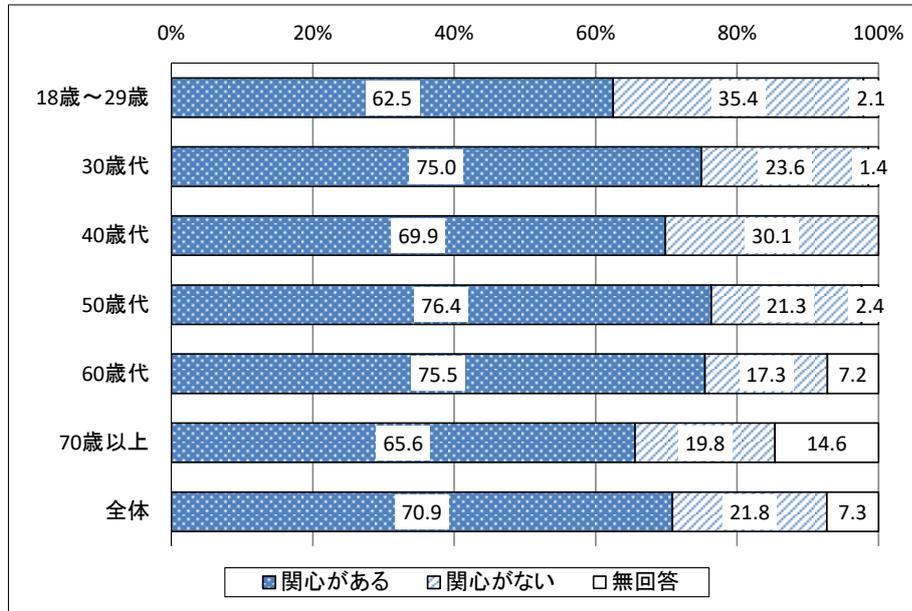
図表 3.22 優先的に見直すべき公共施設



エ 情報共有のあり方

- ・公共施設の更新問題に関心がある人は70.9%となっていますが、若い世代ほど関心がない人の割合が高い傾向にあり、若い世代が入手しやすい情報提供による効果的な啓発が求められます。

図表 3.23 年齢別にみた公共施設の更新問題の関心度



注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

4. 公共施設マネジメントの基本的な考え方と原則

(1) 公共施設マネジメントの基本的な考え方

ア 地域コミュニティとの連携により必要なサービスを維持・向上させる

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等に伴い、公共施設が担うべき役割・機能が質・量ともに変化しているため、公共施設マネジメントに当たっては、地域コミュニティとの対話や連携を基本として、市民のニーズや社会的要請の変化、さらには広大な市域といった地域特性を的確に捉え、将来に必要な施設サービスの維持・向上を図ります。

その際、特に、公共施設についてはサービスを提供する手段であるとの認識に立ち、従来の目的別に施設整備を行うのではなく、地域に必要な「施設の整備」から「機能の提供」へと発想を転換していきます。

また、住民の生活に必要なサービス機能を維持する小さな拠点の形成や、就業機会を創出する施設の立地誘導等といった地方創生に向けた総合戦略とも連携するなど、将来のまちのあり方を踏まえて公共施設の果たす役割を再構築することにより、効率的・効果的なマネジメントを展開します。

これらを通じて、市民生活の質の向上や地域の活性化を図ります。

イ 公共施設の安全性を確保する

公共施設等は、行政サービスや義務教育の提供、子育て支援、高齢者支援、地域コミュニティの拠点等の役割を担い、日常生活や経済活動の基盤として、市民のくらしを支えています。また、災害時には、緊急輸送・避難ルートや避難場所、備蓄倉庫等として市民の安全を守る重要な役割を担っています。

老朽化により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要となっている公共施設等が多くなっているため、公共施設マネジメントに当たっては、今後とも市民等が安全に安心して公共施設等を利用できる環境を整えるとともに、災害時に必要な防災機能の役割を果たしていくことを重視し、施設の安全性の確保を図ります。

ウ 多額の財政負担を軽減させる

今後、財政運営が非常に厳しくなる中で、公共施設等の更新に多額な財政負担を伴うことが予測されます。このような財政負担が他の行政サービスの提供に支障を及ぼさないようにするため、公共施設マネジメントに当たっては、公共施設等の更新や維持管理・運営に係る費用の抑制や平準化、保有する公的不動産の有効活用等により財政負担の軽減を図ります。

エ ユニバーサルデザイン化を推進する

障がい者や高齢者のみならず、妊婦や子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、これまで本市で進めてきたバリアフリー化の取組に加え、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

なお、国においても、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を定め、ユニバーサルデザインの街づくりを進めることとしていることから、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、当該計画の考え方を踏まえつつ、取組を進めるものとします。

(2) 公共施設マネジメント 3 原則

これまでと同じ水準で公共施設等の整備への投資を継続することが困難な財政状況の中で、公共施設等の老朽化・防災対策を着実に推進し、市民ニーズ等を踏まえた施設機能の見直し・充実を図るため、施設保有量の最適化（総量縮減）や維持管理・運営費用の削減・平準化に取り組みます。

ア 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化（総量縮減）

施設の機能をできる限り維持しながら量を減らすことを前提として、役割等を終えた公共施設等の速やかな廃止・処分等を実施するとともに、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換など、公共施設等の再編による施設保有量の最適化を図ります。

特に、機能の複合化（多機能化）に当たっては、それぞれの施設の所管課単独では進みにくい状況であるため、分野横断的な視点に基づく取組を強化します。

イ 計画的な保全による長寿命化

公共施設等の老朽化対策を着実に推進するため、今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全による対応を改め、定期的な点検・診断、修繕履歴等の把握・蓄積といった基礎的な取組を強化し、計画的な保全による長寿命化を図ります。

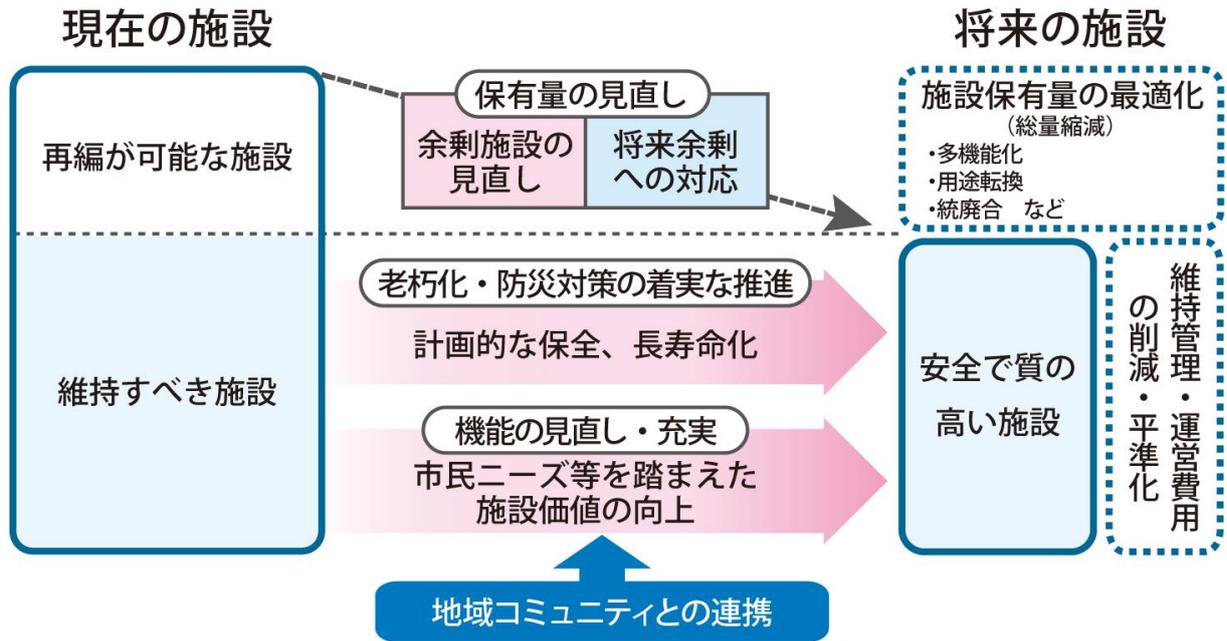
また、耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等にも配慮し、既存の公共施設等の有効活用を図ります。

ウ 効率的・効果的な維持管理・運営

施設保有量の最適化や施設の長寿命化を図る一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させていくとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等とあわせて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。

また、施設の機能に応じて、市民、民間企業、NPO法人等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進するとともに、保有する公的不動産を最大限生かした増収施策等の取組を強化します。

図表 4.1 公共施設マネジメントの展開イメージ



(3) 施設保有量の最適化に向けた数値目標

前述（16 ページ参照）のとおり、市町合併に伴い多くの公共施設を保有している本市では、そのすべてを維持していくとした場合、今後 40 年間で総額約 1,828 億円、年間約 46 億円が必要になります。

しかし、現時点の長期財政見通し（平成 28 年 5 月公表）における投資的経費のうち、公共施設の更新に充当できる経費は年間 21.2 億円*と見込んでおり、試算した公共施設の更新費用と単純に比較すると、必要な更新費用の約 46%しか確保できず、年間約 25 億円が不足することになります。

この不足額を解消し、今後とも真に必要な施設を適切に維持していくためには、公共施設マネジメントの原則に基づき、保有する施設の最適化に向けた総量縮減等を計画的かつ着実に推進しなければなりません。

そのため、公共施設については、図表 4.2 に示すシミュレーションを踏まえて、長寿命化（耐用年数を 60 年から 80 年に延長）とあわせて延床面積を縮減していくものとし、適正規模に関する数値目標を次のとおり設定します。

公共施設の延床面積を 40 年間で 34%削減

図表 4.2 更新費用の試算

パターン	条件	1年当たりの更新費用	今後40年間の更新費用の総額
現状維持	・建替え 60 年 ・大規模改修 30 年	45.7 億円	1,828 億円
長寿命化	・建替え 80 年 ・大規模改修 40 年	31.9 億円	1,277 億円
長寿命化＋延床面積削減	・建替え 80 年 ・大規模改修 40 年 ・延床面積 34%削減	21.2 億円	849 億円

注：長寿命化の対象施設は、建築基準法の改正による新耐震基準の施行以降に建設された施設としている。

※ 平成 28 年 5 月公表の長期財政見通しにおける投資的経費は、平成 28 年度から 40 年度で年平均、総額ベースで 53 億円を見込んでいます。

この 53 億円のうち、過去の本市の実績から公共施設の更新に充当できる割合を 4 割と設定し、年間 21.2 億円と見込んでいます。

公共施設以外の投資は、道路、橋りょう、公園、農林水産業基盤施設、消防設備等の更新費用等を見込んでいます。

一方、インフラ施設は、市民生活や経済活動の基盤であり、施設の再編や廃止に適さない施設であることから、適正規模に関する数値目標は設定しませんが、適切な維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底するとともに、長期的な観点で必要性が認められない施設については、総量縮減についても検討します。

また、公営企業施設については、独立採算の原則のもと経営を行っているため、それぞれの経営状況等を踏まえた保有施設の最適化を図ります。

5. 公共施設の管理に関する方針

(1) 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

ア 施設情報の把握・分析

本市が保有する公共施設の全体像を統一的・分野横断的に把握するため、施設の基礎情報、建物情報、運営状況等の公共施設マネジメントを進めるうえで必要となる施設情報を継続的に蓄積し、一元化するとともに、固定資産台帳等と連携させながら、多角的に分析する取組を強化します。

分析の成果等を市民等にわかりやすく情報提供し、施設情報の見える化を図ることで、公共施設の現状と課題等に対する市民理解を促進します。

イ 再編（統合、廃止、多機能化等）の推進

施設情報の分析・評価結果や地域の実情を踏まえ、中長期的なまちづくりの観点から施設機能に着目した施設の再編を推進し、市民ニーズ等に対応した地域に必要な施設サービスの維持・向上とあわせて、施設保有量の縮減を図ります。

そのため、旧市町時代に整備された用途や目的が重複している施設の統廃合や広域化、公共サービスの必要性が乏しくなっている施設の廃止を検討するとともに、今後も保有していく施設のうち、各施設機能を集約する拠点となりうる施設については、他の機能の移転等による多機能化を図ります。

会議室など、各施設の多くが共通して保有している機能については、その施設の稼働率や立地を考慮し、一定の地域における類似機能の供給量の検証等を行ったうえで共用化を図ります。

公共サービスとして必要であっても市が施設を保有しない方法（以下「ソフト化」という。）といった最適な施設運営の手法を検討し、費用対効果の向上を図ります。

また、統合や廃止、多機能化等によって生じる未利用施設の売却・貸付により、施設整備に要する財源を確保します。

■ 本市におけるこれまでの取組事例

本市では、旧町各庁舎に設置されていた議会の議場等が市町合併に伴い空きスペースとなったため、これらのスペースを地区公民館や図書館分館、子育てセンターとして再利用しています。

また、平成 25 年 7 月に竣工した市役所についても、北但大震災の復興シンボルである旧本庁舎を組み込んで整備し、旧本庁舎を議場や市民交流センター（豊岡稽古堂）として再利用しています。

図表 5.1 各庁舎の利用状況

庁舎名	議場の利用状況	その他のスペースの利用状況
城崎庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館
竹野庁舎	図書館分館	地区公民館
日高庁舎	子育てセンター	図書館分館
出石庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館
但東庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館

図表 5.2 公共施設の再編に係る手法の例

対象施設	再編手法	再編内容	再編のイメージ
機能や施設は必要だが、保有する施設の規模や施設数を削減する必要のある施設	統廃合	・設置目的が同じである同一機能をもつ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して統合する。	
	多機能化 (複合化)	・独立施設である必要のない施設のもつ機能を地域の拠点施設に移転し、設置目的が異なる施設を複合的に利用する。	
	類似機能の共用化	・設置目的は異なるが、会議室等の類似する機能をもつ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して統合する。	
	広域化	・国、県、近隣市町との広域連携により、地域外の住民も利用可能な施設を共同保有・相互利用する。	
機能は必要だが、施設を保有する必要のない施設	ソフト化 (民間移管)	・施設を民間事業者に譲渡する、または施設を廃止し、市民には民間施設を利用してもらう。 ・自治会等に施設を譲渡する。	
	ソフト化 (代替サービス)	・情報通信技術等を用いることにより施設を用いないサービス提供方法へ変更する。	

(ア) 施設評価の実施

一元化した施設情報を活用し、課題のある施設を客観的に抽出する施設評価を実施します。

そのうえで将来人口を踏まえた施設利用者の動向や類似施設の配置状況、一定の地域内における類似機能の供給量等について検証し、分野横断的に各施設の再編のあり方を検討します。

a 評価の対象となる施設

本市が保有する 574 施設のうち、類似施設や民間による代替性の低い施設（消防施設、供給処理施設、ポンプ場、斎場・霊苑など）、小規模な施設（おおむね 100 m²以下の施設：バス停留所、車庫、倉庫、公衆便所など）、評価になじまない施設（庁舎、文化財指定の施設など）を除く施設を対象とします。

図表 5.3 施設評価の対象から除外する施設

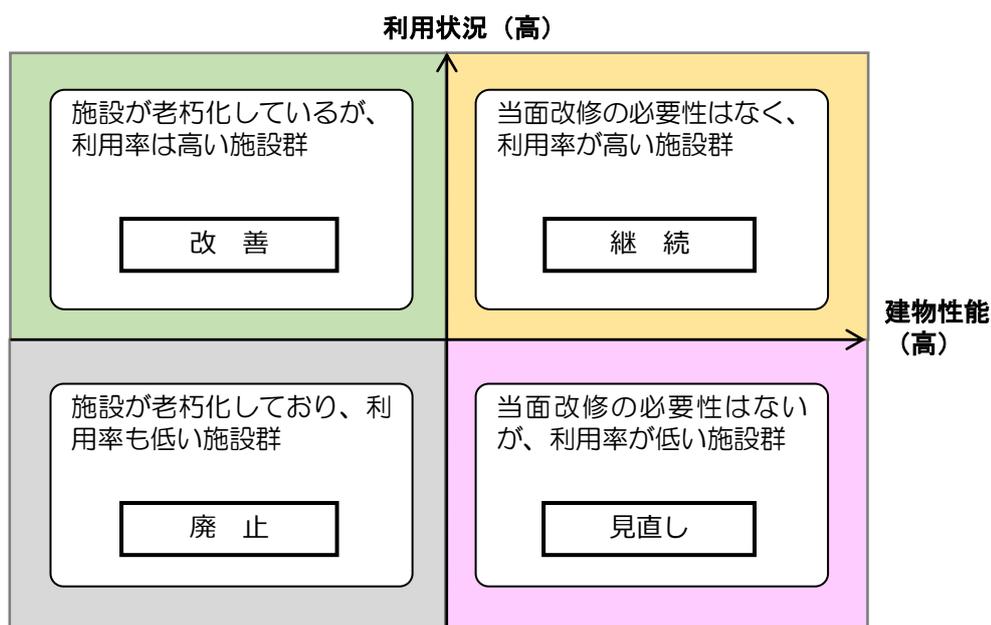
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 庁舎、その他行政施設（防災センター、市議会議場、豊岡稽古堂など）・ 消防施設、消防車庫・詰所、防災資機材庫、水防倉庫・ 供給処理施設（清掃センターなど）・ ポンプ場（排水機場、排水ポンプ室）・ 公園（公園便益施設、休憩所）・ 斎場・霊苑・ 駐車場、バス停留所、交通関係施設（駅、駅前広場待合所など）・ 車庫、倉庫、公衆便所・ 文化財指定の施設 |
|---|

b 評価方法

施設評価では、建物性能（劣化度）と利用状況の両面からポートフォリオによる評価を行い、公共施設の一つひとつについて「継続」、「改善」、「見直し」、「廃止」に区分します。

なお、維持管理・運営費用の状況についても評価指標になると考えられる施設については、適宜、複数の評価指標を用いて多角的な分析を行います。

図表 5.4 ポートフォリオによる評価のイメージ



図表 5.5 評価結果に基づく取組の方向性

評価結果	取組の方向	
	施設面（ハード）	用途面（ソフト）
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・保全計画を策定し、修繕等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。
改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保全計画を策定し、修繕等を実施する。 ・建替え時において、多機能化や規模の縮小等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。
見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・保全計画を策定し、修繕等を実施する。 ・施設の民間への売却・貸付等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況の改善に向けた取組を検討する。 ・市民ニーズを踏まえ、他用途への転用、多機能化（廃止施設からの用途の受入等）等を検討する。 ・用途の廃止を検討する。
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の除却や跡地の売却・貸付等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途の廃止を検討する。 ・他の施設への用途の移転等を検討する。

(イ) 再編計画の策定

計画的な公共施設の再編・再整備を推進するため、その実施計画となる「豊岡市公共施設再編計画」を策定します。実施計画では、各施設類型の垣根を越えた相互連携を図ることとし、特に多機能化や類似機能の共有化の検討に際しては、分野横断的な検討を行います。

(ウ) まちづくりとの連携

本市では、過疎化や少子・高齢化の急速な進展を見据え、また、地域住民が自ら地域課題の解決について優先順位を付け、調整し、対策を実施するように、地区公民館の区域を単位とした「新しい地域コミュニティ」による協働の地域づくりに取り組んでいます。

その活動拠点として現在の地区公民館を廃止し、社会教育法にとらわれないコミュニティセンターへ移行します。

他方、本格的な人口減少社会が到来する中で、若い人たちの定住促進や交流人口の増加、日常生活に必要なサービスが身近に存在するまちの実現が全国的な課題となっています。

そのため、公共施設の再編に当たっては、地域コミュニティの取組と連携を図るとともに、施設跡地の活用や合築等による地域に必要な民間サービスの誘導、アーティスト・イン・レジデンスのように公共施設を生かした交流促進等についても検討し、将来のまちのあり方を踏まえた取組を展開します。

図表 5.6 コミュニティセンターの役割と管理方法



出典：豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針

ウ 再整備（更新）の実施

既存施設の建替え時には、「豊岡市公共施設再編計画」との整合を図り、多機能化など施設の集約を図ります。

建替えなど新たに整備する施設については、福祉性能や環境性能への配慮はもとより、ライフサイクルコストの低減効果を踏まえた整備内容とするとともに、市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう可変性の高い工法を検討します。

また、施設の用途や規模、必要な機能を踏まえて、「豊岡市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づく低層建築物の木造化を推進します。既存施設を単独で建替える場合は減築を原則とし、規模の適正化を図ります。

(2) 計画的な保全による長寿命化

ア 点検・診断等の充実

施設を安全に使い続けるため、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期点検の徹底を図ります。また、各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理者が自ら点検を実施するためのマニュアルを作成し、施設管理者による日常点検の充実を図ります。

既に老朽化が進行している施設は、経年劣化や機能低下の程度を把握し、それを考慮した計画的な保全を図るため、劣化診断を実施します。

点検・診断結果や修繕履歴等の蓄積、分析を進め、計画的な保全に取り組むための基礎情報として活用を図ります。その場合、点検・診断等に関する体制整備についても検討します。

■ 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検

平成 17 年の建築基準法改正により、一定の用途・規模を満たす公共施設については、建築物及び建築設備の損傷・腐食・劣化等の定期的な点検が義務付けられています。

図表 5.7 定期点検の対象となる施設・設備

- ① 床面積の合計が 100 m²を超える特殊建築物[※]
- ② 階数が 5 以上かつ延床面積が 1,000 m²を超える事務所等
- ③ 昇降機及び遊戯施設の点検は、建築物の用途・規模に関わらず点検が必要

※特殊建築物：学校、体育館、病院、診療所、劇場、観覧場、集会場、旅館、共同住宅、倉庫など

イ 計画的な保全、長寿命化の実施

今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全ではなく、損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全へと転換し、計画的な保全を図ります。計画的な保全により施設の長寿命化を推進し、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図ります。

なお、建替え周期は、標準的な耐用年数である 60 年を基本とし、耐震診断や劣化診断の結果等により更に使用が可能であれば 80 年まで長期使用を図ります。ただし、安全面、財政面及び機能面の観点で早期の建替えが効果的と判断できる場合は、整備時期を早めるなど実態に即した施設整備を図ります。

また、今後新たに整備する施設については、施設使用の計画期間を明確にし、長期使用が見込まれる施設は、目標使用年数を 80 年以上とします。

(ア) 部位を絞り込んだ予防保全

建築、電気設備、機械設備の各部位に対して、優先的に予防保全を実施すべき部位、あるいは事後保全でも支障がない部位等を設定し、経済的かつ効果的な修繕等を実施します。

なお、新たに整備する施設については、企画・設計の段階でライフサイクルコストの評価や保全計画を策定するものとし、施設使用の計画期間を踏まえた計画的な保全を推進します。

(イ) 施設類型別保全計画の策定

計画的な保全を推進するため、修繕費用等のシミュレーションに基づく中長期保全計画を策定するとともに、施設類型を「学校施設」「市営住宅」「その他の施設（庁舎、市民利用施設等）」の3分野に分け、各施設類型に応じた短期保全計画（5～10年程度）を策定します。

また、施設の劣化度や施設の重要度等を踏まえ、分野横断的な観点から修繕の優先度を判定する手法を確立し、効率的・効果的な保全を図ります。

ウ 安全確保及び耐震化の実施

施設利用者の安全及び防災機能を確保する観点から、点検・診断結果等により危険性が認められた施設については、安全確保の対策を早急に実施します。また、高い危険性が認められる施設については、供用廃止や除却（建物解体）を検討します。

「豊岡市耐震改修促進計画」（平成21年3月策定）に基づく取組を推進し、災害時における避難施設・避難場所、活動拠点等となる施設の耐震診断又は耐震改修を優先的に実施します。

(3) 効率的・効果的な維持管理・運営

ア 維持管理・運営費の削減

本市では、「第2次豊岡市行政改革大綱（平成22年度～25年度）」において、公共施設の維持管理費の徹底削減、使用料の見直しや利用収入の増加、同種施設の一元管理や指定管理への移行による経費の削減等に取り組んできました。

これまでの実績を生かし、「第3次豊岡市行政改革大綱（平成26年度～33年度）」の取組も踏まえ、引き続き維持管理・運営費の削減を図るとともに、民間が行う方が費用対効果の高い運営が期待できる施設については、民間委託等を進めます。

施設の維持管理を事後保全から予防保全に切り替えることによる維持管理費用の増加に対しては、多くの施設の予防保全を包括的に民間委託することによるスケールメリットを生かすなど、効率的な維持管理のあり方を検討します。

イ 保有資産の有効活用

公共施設の再編に伴う未利用施設の売却・貸付、広告の掲出やネーミングライツの販売など、施設整備や維持管理に係る自主財源の確保に向けた取組を推進します。また、保有資産の有効活用について、市民、民間企業、NPO法人、社会企業家、大学等の多様な主体との対話や提案を受け付ける場の創出など、新しい仕組みを検討します。

6. インフラ施設の管理に関する方針

(1) 道路施設

(1)-1 道路

ア 現状と課題

- ・市道は延長約 1,253 kmを管理しており、そのうち舗装済の市道延長は約 870 km となっています。
- ・道路舗装については、道路占用工事により度々掘削される影響等もあり、継ぎはぎの舗装状況になっています。また、未舗装の道路についても、舗装の新設要望が地元から出されている状況です。
- ・舗装の修繕については、道路パトロール及び地元要望等により現地の状況を把握する中で、これまで修繕を行ってきましたが、幹線市道（1級市道及び2級市道）を対象として、平成 25 年度から 27 年度にかけて舗装の劣化状況の調査（路面性状調査）を実施しています。

イ 類型別の方向性

- ・幹線市道については、定期的な路面性状調査を行うとともに、道路パトロール等により路面の損傷状況を把握します。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進します。
- ・その他の市道については、道路パトロール及び地元要望等により現地の状況を把握する中で修繕等を適切に行います。
- ・改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組めます。
- ・農道及び林道についても、適切な維持管理を行います。

(1)-2 橋りょう

ア 現状と課題

- ・橋りょうは 1,258 橋を管理しており、そのうち橋長 15m以上の主な橋りょうは 217 橋となっています。
- ・橋長 15m以上の主な橋りょうのうち、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは、平成 27 年度末現在で 29 橋（約 13%）ですが、20 年後には 124 橋（約 57%）となるなど、今後、施設の補修や更新に係る費用が大きな財政負担になることが予想されます。
- ・橋長 15m以上の主な橋りょうについては、点検結果を踏まえた「橋梁長寿命化修繕計画」を平成 21 年 6 月に策定しており、この計画に基づく予防保全的な修繕を実施しています。平成 27 年度末までに 31 橋の修繕を完了しています。
- ・道路法施行規則の改正（平成 26 年 7 月施行）により、市が管理するすべての橋りょうに対して、5 年に 1 回の近接目視による点検が義務付けられています。

イ 類型別の方向性

- ・計画的な保全を実施していくうえで重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5年に1回の近接目視による点検を実施します。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進します。
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕を基本とした長寿命化を図ります。
- ・改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組めます。
- ・農道橋及び林道橋についても、長寿命化に向けた取り組みを行います。

(1)-3 トンネル

ア 現状と課題

- ・トンネルは、市道大谷桃島線の東山トンネルを管理しています。
- ・東山トンネルは歩行者専用のトンネルですが、建設後45年が経過しており、老朽化によるひび割れや壁面からの漏水が著しい状況です。
- ・道路法施行規則の改正（平成26年7月施行）により、市が管理するトンネルに対して、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられており、平成26年度に点検を実施しています。

イ 類型別の方向性

- ・5年に1回の近接目視による点検を実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・管理施設が1施設であるため、兵庫県を通じて国土交通省へ報告している「道路トンネル個別点検データ」において、点検記録の記載とあわせて修繕計画を策定し、修繕工事を実施するとともに、適切な維持管理を図ります。
- ・改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組めます。
- ・農道トンネルについても、長寿命化に向けた取り組みを行います。

(2) 公園施設

ア 現状と課題

- ・公園は 120 箇所、面積約 74.4ha を管理しており、そのうち都市公園が 25 箇所、面積約 51.7ha となっています。
- ・最も古い公園では開設から 50 年が経過しており、老朽化等に伴う外灯、フェンス、遊具等の各種施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。
- ・地域住民等と連携した日常的な維持管理に加え、日常点検や年 1 回の定期点検を行うことにより、公園の安全性や機能が失われないよう、施設ごとに必要となる補修、更新等を行っています。また、都市公園については、「公園施設長寿命化計画」を平成 26 年 3 月に策定しており、効率的な維持管理の取組を進めています。

イ 類型別の方向性

- ・都市公園の遊具については年 1 回の点検を実施するほか、その他の公園施設についても、適切な時期・方法による点検を実施します。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図るほか、地域の実情に応じた公園機能の見直しや必要性が認められない施設は廃止・撤去、屋外スポーツ施設など旧市町時代に整備された用途が重複する施設については集約化を検討するなど、戦略的な維持管理・更新を推進します。
- ・都市公園については、予防保全する施設と事後保全する施設を区分し、「公園施設長寿命化計画」に基づく効率的な維持管理を推進します。
- ・市民や民間事業者等の多様な主体との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を図ります。
- ・改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組めます。

(3) 漁港施設

ア 現状と課題

- ・漁港は田結漁港、田久日漁港、宇日漁港、切浜漁港、須井漁港を管理しており、これらの漁港の外郭施設（防波堤、護岸など）の延長は1,252m、係留施設（船揚場、物揚場）の延長は277mとなっています。これらの施設のほか、漁港区域に付随する海岸保全施設（延長789m）を管理しています。
- ・漁港施設は、漁港を防護するだけでなく、その背後の集落を防護する重要な施設ですが、建設後50年を経過する漁港施設は、平成26年度末時点で889m（約38%）であり、10年後には1,443m（約62%）となるなど、今後、施設の補修や更新に係る費用が大きな財政負担になることが予想されます。
- ・5つの漁港のうち、田久日漁港については、平成25年3月に「漁港機能保全計画」を策定しており、係留施設の部分補修を実施しています。

イ 類型別の方向性

- ・計画的な保全を実施していくうえで重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、3年に1回の近接目視による点検を実施します。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進します。
- ・田久日漁港の漁港施設については、「漁港機能保全計画」に基づく予防保全型の修繕を基本とし、長寿命化を図ります。
- ・その他の漁港施設及び漁港海岸保全施設についても、予防保全型の修繕に取り組むための個別施設計画を策定するものとし、早期の計画策定を図ります。

7. 公営企業施設の管理に関する方針

(1) 水道施設

ア 現状と課題

- ・本市では、市域が広大であることから、浄水場 35 箇所（上水道 9、簡易水道施設等 26）、配水池 97 箇所（上水道 32、簡易水道施設等 65）、管路延長約 1,040km など多くの水道施設を抱えています。
- ・耐用年数 40 年を経過した水道管は、平成 27 年度末現在では約 40 km と全体の 4 % 程度ですが、今後 10 年間で 100km 以上の経年管が増加するため、老朽化に伴う漏水被害の増加、有収率の低下が懸念されます。
- ・人口減少等により使用水量の低下が見込まれる中、施設の維持管理費、更新費用を低減する必要があります。
- ・施設の耐震化率は、浄水場及び配水池とも 60% 前後と全国平均を上回っているものの、耐震化された管路は約 55km で全体の約 5 %、基幹管路においても約 14% であり、大規模地震への備えが十分とはいえない状況です。
- ・平成 22 年から「豊岡市水道施設整備計画」を策定し、適宜見直しを行いながら、計画的な維持管理・更新に取り組んでいます。

イ 類型別の方向性

- ・施設の経過年数や重要度を勘案して、耐震診断を適宜行うとともに、定期点検や日常点検の結果、修繕履歴等の蓄積により、施設の状況把握に努めます。
- ・水道管については、有収率の低い区域や漏水事故が多い区域を対象に、定期的な漏水調査を実施します。
- ・「豊岡市水道施設整備計画」に基づき、浄水場、配水池等の拠点施設や重要度を考慮した優先すべき管路の計画的な更新や耐震化、長寿命化を図ります。また、人口減少等による使用水量の低下が見込まれることから、更新時には、施設の統廃合や規模の縮小を含めた適正な見直しに取り組みます。

(2) 下水道施設

ア 現状と課題

- ・本市では、市域が広大であることから、処理場が 52 箇所（公共下水道 3、特定環境保全公共下水道 7、農業集落排水処理施設 31、漁業集落排水処理施設 4、コミュニティプラント 3、小規模集合排水処理施設 4）、ポンプ場 4 箇所（汚水 3、雨水 1）、管路延長約 942km など多くの下水道施設を抱えています。
- ・下水道は、昭和 46 年に豊岡処理区で事業着手したのが始まりで、最も古い下水道管で建設後 44 年が経過しています。下水道管の耐用年数は 50 年であることから、今後、膨大な数量の改築更新が必要となります。また、中継マンホールポンプ施設については、既に耐用年数が過ぎているものがあります。
- ・下水道管については、定期的に保守点検を行いながら予防保全型の維持管理・更新を行っており、中継マンホールポンプ施設については、平成 23 年 11 月に策定（平成 28 年 3 月改定）した「中継マンホールポンプ施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化に取り組んでいます。
- ・処理場、ポンプ場については、建設後 33 年から 12 年が経過している状況ですが、一時期に整備が集中していることから、今後、施設の更新時期も集中することとなります。また、人口減少等により使用料収入の減少も見込まれるため、現在、処理場の統廃合に取り組んでおり、存続する処理場等については、長寿命化計画を個別に策定し、計画的な維持管理・更新に取り組んでいます。

イ 類型別の方向性

- ・設備・施設の機能低下、故障停止や事故を未然に防止するため、定期的な日常点検及び月例点検等を実施します。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組により得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・下水道管については、定期点検の結果に基づき「下水道長寿命化計画」（仮称）を策定し、中継マンホールポンプ施設については、「中継マンホールポンプ施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策とあわせて計画的な更新を図ります。
- ・「豊岡市公共下水道事業計画」（平成 21 年 9 月）に基づき、54 箇所あった処理場を 25 箇所に統廃合していくとともに、存続する処理場等については、個別に策定する長寿命化計画に基づき、計画的な更新を図ります。

8. 推進体制等

(1) 推進体制

ア 全庁横断的な推進体制の構築

平成 28 年度には、公共施設再編計画を策定し、公共施設保全費用資産報告書をまとめ、公共施設マネジメントを進めていきますが、その際には、現在庁内に設置している「公共施設マネジメント推進委員会」により全庁横断的に施設の維持管理、機能の提供についての議論を深め、真に市民に必要な施設のあり方を継続的に検討します。

イ 職員の意識醸成と専門技術等の向上

分野横断的に公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもとに実践していくことが重要です。このため、職員を対象とした研修会を定期的開催するなど、職員の意識啓発や、施設の点検や修繕等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取組を進めます。

ウ 広域的な連携

効率的かつ効果的な施設サービスを提供していくため、市外の住民も利用可能な施設については、本市のみならず、但馬地域内や京都府内の近隣市町、兵庫県、国との共同保有、相互利用を図るなど、更なる広域的な連携について検討します。

(2) 情報の一元管理・共有化

公共施設マネジメントの推進に必要な施設情報を一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進めます。

また、施設保有量の最適化や計画的な保全等の円滑な執行を支援する「公共施設マネジメントシステム」を構築し、公共施設マネジメントを推進するために必要な施設情報を継続的に更新、活用していくための仕組みを検討します。

(3) 市民との情報共有

公共施設マネジメントを推進していくためには、市民の理解が必要不可欠となるため、市民と施設情報や問題意識を共有し、相互理解のうえ検討を進めます。

特に、公共施設の再編等については、将来のまちのあり方に関わるものであることから、個別施設の再編・再整備等を行う事業実施段階においてのみならず、計画策定等の段階においても市民への十分な情報提供、意見聴取の場の設置等を図ります。

9. 用語の説明

あ行

アーティスト・イン・レジデンス

招聘されたアーティストが、ある土地に滞在し、作品の制作やリサーチ活動を行なうこと、またそれらの活動を支援する制度を指す。

本市では、舞台芸術を中心とした創造活動の拠点として、城崎国際アートセンターが平成 26 年 4 月にオープンしている。

(36 ページ掲載)

か行

改修

劣化した建物等の性能、機能を初期の水準以上に改善すること。

大規模改修とは、竣工後 20 年から 30 年にかけて建物全体に対して行う修繕・更新等（バリアフリー対応等の社会的改修を含む）をいう。

(1・9・14・16・19・30・35 ページ掲載)

合併特例期間

市町合併から 10 年間(平成 27 年度まで)、国から地方交付税の優遇措置、合併特例債の適用による財政支援を受けている期間。

(14 ページ掲載)

合併特例債

市町合併に伴い特に必要となる事業に充てることができる有利な市債（借金の返済額の多くを国が交付税として補てんするもので、返済額の 70%を国が補てんするもの）。

(14 ページ掲載)

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に

削減できない極めて硬直性が強い経費。扶助費のほか、職員の給与等の人件費、地方債の元利償還金等の公債費からなる。

(14 ページ掲載)

減築

建物を改築する際等に、床面積を減らすこと。

(36 ページ掲載)

公営企業

水の供給や下水の処理、医療の提供等の事業を行うため、地方公共団体が経営する企業活動の総称。特別会計を設けて運営される。

(1 ページ掲載)

固定資産台帳

固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

(32 ページ掲載)

コミュニティセンター

地域コミュニティの活動拠点となる施設。本市においては、現在の地区公民館をコミュニティセンターへ移行し、これまでから地区公民館が担っている社会教育活動以外の活動も広く展開できる場として位置付けている。

(12・36 ページ掲載)

さ行

事後保全

対象物に異常や故障が発生又は確

認められた段階で、初めて修繕等を実施する方法。

(28・37・38・39・42 ページ掲載)

市税

本市が課税する税金で市民税、固定資産税、軽自動車税等の総称。

(14・15 ページ掲載)

指定管理

民間能力の活用により住民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、公の施設の管理を指定管理者に委任すること。

指定管理者の範囲は、民間事業者を含む法人その他の団体であり、自治会等の一定の団体であれば法人格は必ずしも必要としない。

(39 ページ掲載)

修繕

劣化した材料、部材、部品、機器等の性能、機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること。

(9・14・16・27・28・35・37・38・40・41・42・43・44・46 ページ掲載)

新耐震基準

建築物の建築の際に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を耐震基準と呼ぶ。現行の基準は、昭和56年の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれている。

(11・30 ページ掲載)

スケールメリット

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。

(39 ページ掲載)



耐震化

耐震改修のほか、建築物の建替えにより耐震性を確保することを含め、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

(11・25・38・44 ページ掲載)

耐震改修

新耐震基準（現行の耐震基準）に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え、一部の除却又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

(11・38 ページ掲載)

地域コミュニティ

一般には居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体を言う。

ここでは地域社会を運営する上で、相互に連携を図りながら協力しあう互助組織、行政区・町内会等の自治組織、スポーツ・文化・芸術等関係団体等の多様な主体を包括した共同体を指す。

(12・27・36 ページ掲載)

地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を確保するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

(14・15 ページ掲載)

投資的経費

公共施設整備等の将来に残るものに支出される経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費等から構成される。

(14・15・30 ページ掲載)

な_行

ネーミングライツ

公共施設等に名称をつけることができる権利。

(39 ページ掲載)

は_行

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。

(1・14・15 ページ掲載)

普通交付税

地方交付税を参照

(14 ページ掲載)

ポートフォリオ

資産戦略や資産運用で、2次以上の評価指標を用いる資産分類、戦略分類の手法。

(34・35 ページ掲載)

ま_行

メンテナンスサイクル

施設の状態を正確に把握するための点検・診断を実施し、その結果に基づき適切な時期に措置を行い、対策履歴等の情報を記録して次期点検・診断に活用するといった維持管理の業務サイクルのこと。

(40・41・42・43・45 ページ掲載)

や_行

ユニバーサルデザイン

もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(28 ページ掲載)

予防保全

計画的に対象物の点検や修繕等を行い、使用中の故障を未然に防止する方法。

(37・38・39・40・41・42・43・45 ページ掲載)

ら_行

ライフサイクルコスト

生涯費用のこと。建物の企画・設計から、それを建設し運用した後、除却するに至るまでの期間(ライフサイクル)に費やされる費用。

(36・38 ページ掲載)